

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成24年11月13日

摂津市議会

目 次

文教常任委員会

11月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
補足説明（教育次長、教育総務部長、生涯学習部長）	
質疑（安藤薫委員、川端福江委員）	
散会の宣告	61

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年11月13日(火) 午前10時 3分 開会
午後 4時13分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 大澤千恵子	副委員長 柴田繁勝	委員 川端福江
委員 渡辺慎吾	委員 安藤 薫	

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	教育長 和島 剛	
教育次長兼次世代育成部長 馬場 博		
教育総務部長 登阪 弘	総務課長 岩見賢一郎	子育て支援課長 木下伸記
次世代育成部次長兼教育センター所長 前馬晋策	教育政策課長 若狭孝太郎	
同課長代理 野本憲宏	こども教育課長 小林寿弘	
教育推進課長 撰田裕美	児童相談課長 北橋ひとみ	
生涯学習部長 宮部善隆	同部次長兼文化スポーツ課長 布川博	
生涯学習課長 柳瀬哲宏		

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局総括主査 湯原正治

1. 審査案件

認定第1号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前10時3分 開会)

○大澤千恵子委員長 ただいまから、文教常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

スポーツ・文化の秋たけなわ、何かと行事の多い中、きょうは委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、平成23年度の一般会計歳入歳出決算所管分のご審査を賜りますけれども、ご案内のごとく、間もなく来年度の予算編成にかかる時期でございます。そういう意味で、この委員会の審査は来年度のまちづくりにつながる大切な委員会でもあらうかと思えます。どうぞ、慎重審査の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○大澤千恵子委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、川端委員を指名します。

暫時休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○大澤千恵子委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

馬場教育次長。

○馬場教育次長 おはようございます。

それでは、平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、次世代育成部が所管しております事項につきまして、決算書に従い、補足説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、決算書の30ページをお開きください。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目2、民生使用料、節1、児童福

祉施設使用料は、市内保育所敷地内の関西電力電柱及び支線の用地占用料でございます。

次に、38ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金、節1、児童福祉費補助金は、つどいの広場を開催する地域子育て支援拠点事業等に対する子育て支援交付金でございます。

次に、款15、府支出金のうち、42ページ、項2、府補助金、目2、民生費府補助金、節1、社会福祉費補助金は、市町村が地域の実情に沿って取り組む地域福祉、及び子育て支援事業に対する地域福祉・子育て支援交付金。

また、44ページ、節4、児童福祉費補助金は、市立第1児童センターの運営に対する補助金のほか、市立幼稚園が地域開放等で使用する遊具や備品の購入、移動児童館の取り組みなど、子育て支援活動やオレンジリボンキャンペーンに係る経費など、児童虐待防止対策に対する大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金、大阪府のこども・未来プラン後期計画や、摂津市次世代育成支援後期行動計画の目標達成に向けて取り組む就学前教育実践の手引きの作成や、赤ちゃんの駅、青少年ゆめ・感動体験事業等に対する地域福祉・子育て支援交付金特別枠でございます。

次に、48ページ、目8、教育費府補助金では、節2では小学校を巡回し、通学路での子どもの安全見守り体制づくりの指導を行うスクールガードリーダーの配置に対する補助金、節3では市内10小学校で開催しております放課後子ども教室わくわく広場の運営費等に対する大阪府教育コミュニティーづくり推進事業費補助金でございます。

なお、節4、使える英語プロジェクト

事業補助金につきましては、本来、23年度とすべき年度区分を誤って24年度収入として調定したため、23年度の調定額及び収入額はゼロとなっております。今後は、事務処理に万全を期したいと思慮いたしております。申しわけございませんでした。

次に、62ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入、節1、雑収入の主なものは、こども教育課分として、保育所職員給食費負担金、保育所バス借上料保護者負担金、チャレンジークラブ参加負担金、「こども110番の家」協力家庭に対する傷害保険の過年度還付金、児童相談課分として、家庭児童相談室バス借上料保護者負担金などでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございますが、決算書の116ページをお開きください。

116ページから119ページにわたります款3、民生費、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費の主なものは、家庭児童相談室の児童相談嘱託員の賃金、家庭児童相談室相談員及び児童相談支援員の報償金、障害児の保育所入所に係るケースワーク謝礼や、次世代育成支援行動計画推進協議会の開催に係る経費、民間保育所・NPO法人へのつどいの広場委託料、摂津市社会福祉事業団への市立第1児童センター指定管理委託料、非暴力アクションワークショップ実施のための報償金、オレンジリボンキャンペーン実施に係る経費などでございます。

次に、120ページからの目3、児童福祉施設費は、市内4保育所の管理運営に係る経費のほか、地域子育て支援センターに勤務する嘱託員賃金、子育て講座の講師謝礼や親子育てプログラム委託料、移動児童館用備品、市立4保育所の

園庭遊具購入に係る経費などでございます。

次に、176ページをお開きください。

176ページの款9、教育費、項1、教育総務費、目2、事務局費の主なものは、障害児介助員や障害児等支援員の賃金でございます。

次に、178ページ、目3、教育研究所費は、教育センターの運営に係る経費で、教育支援センター「適応指導教室パル」、及び教育相談に関わる教育指導嘱託員や小学校スクールカウンセラーの報酬、不登校傾向にある子どもへの支援を行う「さわやかフレンド」の報償金、市内小中学校15校を結ぶインターネットプロバイダー料などが主なものでございます。

次に、180ページからの目4、教育指導費の主なものは、小学校1年生等学級補助員や学校読書活動推進サポーター、家庭教育相談員の賃金、英語指導助手などを派遣する国際理解教育推進事業に係る経費、スクールガードリーダー配置事業に係る経費、学力定着度調査委託料、教育課程研究開発委嘱校への研究補助金、学習サポーターやスクールソーシャルワーカー派遣及び教科書採択に係る教科書選定員の報償費などでございます。

次に、182ページ、目5、教育推進費は、中国帰国子女等への日本語指導や、土曜つながり推進事業における指導員の配置などに要した経費でございます。

また、同ページ、目6、人権教育指導費は、人権教育に係る研究会負担金などに要した経費でございます。

同じく、同ページ、項2、小学校費、目1、学校管理費、及び188ページ、項3、中学校費、目1、学校管理費のうち、教育推進課所管分としては、小中学校でのICT教育の推進と事務の効率化

に係る経費で、パソコン等の借上料、プリンターの修理に係る経費、図書システムに係る経費などが主なものでございます。

次に、192ページからの款9、教育費、項4、幼稚園費、目1、幼稚園管理費は、市立3幼稚園の管理運営に係る経費のほか、幼稚園で勤務する非常勤職員等の賃金、就学前教育実践の手引き策定懇談会の委員報償金や手引策定委託料、べふこども園開設に伴うべふ幼稚園改修工事代金などでございます。

次に、196ページ、目2、教育振興費は、市立幼稚園3園で卒園式に授与する修了証書購入代金、大阪府及び全国公立幼稚園長会負担金などでございます。

次に、200ページ、項5、社会教育費、目3、青少年対策費は、社会教育指導嘱託員及び青少年指導員の報酬のほか、こどもフェスティバル、成人祭、青少年ゆめ・感動体験事業、放課後子ども教室など、青少年の健全育成に係る経費や、青少年関係団体への活動補助金などでございます。

以上、次世代育成部に係ります平成23年度決算の補足説明とさせていただきます。

○大澤千恵子委員長 登阪教育総務部長。

○登阪教育総務部長 おはようございます。

それでは、平成23年度一般会計歳入歳出決算のうち、教育総務部総務課と子育て支援課が所管しております事項につきまして、決算書に従い、事項別明細書の目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、30ページをお開きください。

款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金の主なものは、

市立保育所及び私立保育園の保育料でございませう。

次に、32ページから34ページわたります款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目6、教育使用料の主なものは、幼稚園の入園金及び保育料、並びに学童保育室保育料などでございます。

次に、36ページから38ページにわたる款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金の主なものは、保育所運営費に係る児童福祉費負担金や児童扶養手当負担金、子ども手当負担金などでございます。

38ページ、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金は、母子家庭自立支援給付金事業補助金でございませう。

同ページから40ページわたる目4、教育費国庫補助金の主なものは、学校で使用する教材用備品に係る理科教育等設備整備費補助金、幼稚園の就園に係る保護者の経済的負担の軽減を図る奨励費補助金、またとりかい幼稚園の下水道供用開始に伴う排水設備工事に係る学校施設環境改善交付金、また平成22年度から繰り越しをいたしました摂津小学校の給食調理場及びエレベーター設置工事、並びに千里丘小学校体育館の耐震等補強工事、各小学校の普通教室に設置いたしました空調機設置工事に係る安全・安心な学校づくり交付金などでございませう。

同ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、子ども手当事務委託金でございませう。

次に、同ページから42ページにわたる款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金の主なものは、保育所運営に対する児童福祉費負担金や子ども手当負担金などでございませう。

次に、同ページから44ページにわたる項2、府補助金、目2、民生費府補助

金の主なものは、民間保育園の建て替え等に係る大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金や保育所運営費補助金、乳幼児医療、ひとり親家庭医療に対する医療費補助金などでございます。

次に、48ページ、目8、教育費府補助金の主なものは、学童保育室の運営に対する放課後児童健全育成事業費補助金などでございます。

次に、54ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目1、奨学資金貸付金元金収入は、奨学資金の貸付金の償還金でございませう。

次に、54ページから62ページにわたります項4、雑入、目2、雑入の主なものといたしまして、61ページ、学校給食費負担金や日本スポーツ振興センターの保護者負担となる掛金、63ページ、保育所に係る児童主食費負担金や乳幼児医療費返還金などでございませう。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

116ページをお開きください。

款3、民生費、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費の主なものは、118ページの民間保育所に対する運営費補助金や児童福祉施設整備補助金、また障害児保育補助金や簡易保育所補助金、保育所運営費負担金などでございませう。

次に、120ページ、目2、児童措置費の主なものは、児童手当、児童扶養手当、子ども手当などの扶助費でございませう。

同ページ、目3、児童福祉施設費は、市立4保育所の管理運営に係る経費で、その主なものといたしましては、修繕料や給食に係る賄材料費、また維持管理に必要な委託料、備品購入費などでございませう。

122ページからの目4、母子福祉費

は、母子家庭の自立支援に係る経費などで、その主なものといたしましては、124ページ、母子生活支援施設運営費負担金や母子家庭高等技能訓練促進費などでございませう。

同ページ、目5、乳幼児等医療助成費は、乳幼児等に対する医療費や、義務教育課程の児童生徒に対する入院医療費助成に要した経費でございませう。

次に、目6、ひとり親家庭医療助成費は、ひとり親家庭に対する医療費助成に要した経費でございませう。

続きまして、174ページ、款9、教育費、項1、教育総務費、目1、教育委員会費は、教育委員に係る諸経費で、教育委員の報酬がその主なものでございませう。

同ページから178ページにわたります目2、事務局費は、教育委員会事務局の運営全般に係ります経費で、主なものといたしましては、校務補助嘱託員やこども安全巡視員の賃金、新1年生の入学祝い品のランドセルの購入費、小学校受付員の報償金、児童に貸与する防犯ブザーの購入費や、学校施設の老朽化に伴い緊急に調査いたしました義務教育施設等外壁調査委託料、また通学路における交通専従員業務委託料、並びに経済的理由により高校進学が困難な生徒への奨学資金の貸付金などでございませう。

次に、182ページからの項2、小学校費、目1、学校管理費は、市立10小学校の運営、施設整備の維持管理に要した経費でございませう。主なものといたしましては、教科用や通常の学校管理に必要な消耗品、施設維持のための光熱水費や修繕料、施設の管理に必要な法定点検等の委託料、夜間における機械警備委託料や学校管理委託料、地上デジタル放送移行により、施設周辺民家への電波

障害が解消したことから、対策施設の撤去等委託料、小学校の普通教室に設置いたしました空調機設置工事、管理用及び教科用の備品や図書の購入などに要した経費でございます。

なお、繰越明許費は、各小学校の校舎の劣化に伴う応急修理としての修繕料や、鳥飼北小学校の外壁等改修工事に係る経費などでございます。

同ページ、目2、教育振興費は、卒業記念品の購入費、理科教育等の備品購入費、要保護及び準要保護児童に対する扶助費などでございます。

186ページ、目3、保健衛生費は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬、各種健康診断等の報償金及び委託料、学校管理下における児童の災害に対応するための日本スポーツ振興センター負担金、要保護及び準要保護児童に対する医療費扶助などに要した経費でございます。

同ページから188ページの日4、学校給食費は、給食調理員パート等の賃金、給食に係る賄材料費、衛生管理の委託料、並びに鳥飼西小学校及び鳥飼北小学校の給食調理業務等委託料、摂津小学校の給食調理室ドライ化に係る建設工事費や給食調理用器具の費用、準要保護児童に対する給食費扶助などに要した経費でございます。

同ページ、目5、支援学級費は、各小学校の支援学級の運営に要した物品や備品の購入に要した経費でございます。

同ページ、目6、建設事業費の主なものは、千里丘小学校体育館の耐震補強等工事に要した経費でございます。

同ページから190ページの項3、中学校費、目1、学校管理費は、市立5中学校の運営、施設設備の維持管理に要した経費でございます。その主なものとしたしましては、小学校と同様に、教科用

や通常の学校管理に必要となる消耗品、施設管理のための光熱水費や修繕料、施設の維持に必要な法定点検等の委託料、夜間における機械警備委託料や学校管理委託料、地上デジタル放送移行により、施設周辺民家への電波障害が解消したことから、対策施設の撤去委託料、管理用及び教科用の備品や図書の購入に要した経費などでございます。

なお、繰越明許費は、各中学校の校舎の劣化に伴う応急修理としての修繕料に係る経費でございます。

190ページ、目2、教育振興費は、卒業記念品の購入、理科教育等の備品購入費、要保護及び準要保護生徒に対する扶助費などに要した経費でございます。

同ページから192ページの日3、保健衛生費は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬、各種健康診断等の報償金及び委託料、学校管理下の生徒の災害に対応するための日本スポーツ振興センター負担金などでございます。

目4、支援学級費は、中学校の支援学級の運営に要した物品や備品の経費でございます。

目5、建設事業費は、耐震工事等に係る設計費や診断手数料でございます。

なお、繰越明許費は、第二中学校体育館の耐震等工事に係る経費でございます。

次に、同ページから196ページにわたります項4、幼稚園費、目1、幼稚園管理費は、市立3幼稚園の施設設備維持管理及び消耗品、備品等の購入などに要した経費でございます。その主なものとしたしまして、小中学校と同様、施設管理のための光熱水費や修繕料、施設の維持に必要な法定点検等の委託料、とりかき幼稚園の公共下水道接続工事、並びに保育用備品や図書の購入などに要した経費でございます。

196ページ、目2、教育振興費は、幼稚園教育の振興のための奨励費補助金と、保護者負担の軽減を図るための保護者補助金などに要した経費でございます。

同ページ、目3、保健衛生費は、幼稚園の園医、歯科医、薬剤師の報酬、園児に対する各種健康診断等の報償金及び委託料などでございます。

次に、同ページからの項5、社会教育費では、200ページの目3、青少年対策費としての主なものは、学童保育室運営に係ります指導員の賃金や施設設備維持管理及び消耗品、備品等の購入などに要した経費、また摂津学童保育室新築工事に係る経費などでございます。

以上、教育総務部に関わります平成23年度決算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大澤千恵子委員長 宮部生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 おはようございます。

平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、生涯学習部が所管しております事項につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、32ページをお開きください。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目6、教育使用料は、青少年運動広場、温水プール、体育館など、市立体育施設や学校体育施設、公民館などの使用料で、前年度に比べまして0.9%の減となっております。

次に、62ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入は、水泳教室、体育館など、各種教室の参加費や、摂津音楽祭などの審査料等の収入で、前年度に比べまして6.1%の増となっております。

続きまして、歳出でございますが、196ページをお開きください。

款9、教育費、項5、社会教育費、目1、社会教育総務費は、社会教育委員報酬など、社会教育の一般的事務に係る経費でございます。

次に、198ページの目2、文化振興費は、せっつ生涯学習大学講師報償金や市美術展、市民芸能文化祭、摂津音楽祭、生涯学習フェスティバルなど、各種文化振興事業に係る経費でございます。

次に、202ページ、目4、公民教育費は、生涯学習まちづくり推進市民会議に係る報償金や、家庭教育学級の開催などに係る経費でございます。

次に、同ページからの目5、公民館費は、市立公民館5館の館長報酬をはじめ、各公民館に配置しております社会教育指導嘱託員の報酬や、各種講座、公民館まつりの開催など、市立6公民館の公民館運営に係る経費でございます。このうち、修繕料の主なものは、新鳥飼公民館の高圧受電設備の更新や味生公民館の外壁塗装改修に係るものでございます。

次に、206ページ、目6、文化財保護費は、文化財保護審議会の開催や、市指定有形文化財第6集会所改修のための調査委託料など、市内文化財の調査研究、保存に係る経費でございます。

次に、同ページの項6、図書館費、目1、図書館総務費は、摂津市民図書館等協議会の開催に係る経費でございます。

次に、同ページからの目2、図書館管理費は、市民図書館及び鳥飼図書センターの指定管理委託料など、管理運営に係る経費でございます。このうち、図書購入費は、9,959冊の図書の購入に要した経費でございます。

なお、繰越明許費は、市民図書館外壁改修工事に係るものでございます。

次に、208ページからの項7、保健体育費、目1、保健体育総務費は、スポーツ推進委員の活動や大阪府体育連合など、各種社会体育団体に対する負担金や、平成24年3月に導入いたしました体育施設予約システムなどに係る経費でございます。

次に、210ページ、目2、体育振興費は、市長杯総合スポーツ大会など、市主催スポーツ事業や、体育協会など、社会体育団体を実施するスポーツ事業及び地区市民体育祭実施に係る経費でございます。

次に、同ページからの目3、体育施設費は、社会体育施設の指定管理委託料のほか、スポーツセンターの管理委託、味生体育館用地の借り上げ料など、体育施設の管理運営に係る経費でございます。このうち、修繕料の主なものは、温水プール屋根防水改修工事に係るものでございます。

以上、生涯学習部に関わります平成23年度決算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○大澤千恵子委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

それでは、23年度の決算の質問を順次行っていきたくと思います。

平成23年度をちょっと振り返ってみますと、市政全体では、第4次総合計画がスタートし、第4次行革の2年目を迎える年ということで、さまざまな扶助制度であるとかの見直しなども図られてきました。

同時に、教育分野では機構改革が行われて、市長部局でありました保育所や子育て支援の分野が教育委員会で所管をしたりとか、いろいろな組織上の改編、そ

れから人の動き等もあったと思います。給食の調理業務の民間委託も、鳥飼西小学校が平成20年に始まったのが、一回りして契約の更新手続が行われたり、市民図書館が直営から、指定管理者制度を活用して民間企業に委託がされるというようなことがスタートした年でもあったなというふうに思います。

同時に施設面でいきますと、いろいろなことがありました。市民図書館のまぐさの崩落が5月にございました。数年前に外壁の工事をやった数年足らずの間に落ちたということから、施設の安全管理という点で、もう一度再点検をやるということになったきっかけの事故でもあったと思います。幸いにも、けが人が出なかったということではありますが、その後、別府小学校であったり、第二中学校で子どもたちが往来する、または学童の子どもたちがいる場所の上からコンクリートが落ちるといような事件も発生したことで、耐震補強とあわせて、この施設の老朽化に対する劣化対策や、それから日常的な維持管理という点も非常に問題提起され、新たな動きも、検討もなされた年であったなというふうに思っています。

以下、順次質問をしまいたいと思います。

一つ目は、機構改革についてです。

先ほどもお話させてもらいましたように、保健福祉部のこども育成課が、教育総務部の子育て支援課、それから次世代育成部のこども教育課へと移管したと。生涯学習部の青少年課が、教育総務部の子育て支援課と次世代育成部のこども教育課に移管していると。教育研究所が再編されて、教育センターになったり、図書館の指定管理者ということになりました。大きな改編でございましたが、ここ

で改めて、この機構改革に伴う組織と人の異動について、現段階でどのように総括をしておられるのか、お伺いしておきたいと思います。

次に、総務課に関わって幾つか質問をしていきたいと思いますが、一つは教育施設、公共施設の劣化対策の問題でございます。劣化対策については、今申し上げましたように、市民図書館から始まり、別府小や二中の外壁の崩落事故が続いたと。その後、総点検を実施して、業者も入っていただいて、第1次診断、第2次診断をやる中で、改修の計画を立てられたと思います。緊急と判断したものは、平成24年9月までには完了予定だということだったと思いますが、現段階の到達点をお聞かせください。

それから、緊急、すぐにでもということではないけれども、D判定の判定の仕方を見直しされたかと思うんですけども、D判定の見直しをしたために、数か所修繕するとD判定と判断された建物もB判定になるものもあるよというご説明もいただいてきました。それは、8棟ありますというお話でございましたが、その点の8棟の状況はもう既に修繕が終わっているのかどうか。現段階でD判定が48棟あったという報告でございましたが、この8棟とあわせてどれだけ判定がどのように変わってきているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、耐震補強についてでございますが、平成23年度は千里丘小学校の体育館と二中の体育館の実施設計が行われて、先ほどもご説明いただきましたけれども、繰越明許で24年度に耐震補強、第二中学校の体育館の耐震補強工事の実施が行われたと思いますが、摂津市の公立小中学校、幼稚園、保育所の耐震化の到達点についてお聞かせいただきたいと

思います。

次に、学校給食についてお聞きしたいと思います。

鳥飼西小学校が3年の契約を終えて、平成23年度に更新の契約を結ばれました。債務負担行為は、3年間で6,150万円でしたが、実際の契約は2年間の契約を結ばれたということで、この点についてご説明をいただきたいと思います。

同時に、今回更新された委託業者は、従前の名阪給食がそのまま引き続いて契約をしております。民間委託をする際には、給食の安全安心の問題、食育の問題等、民間も直営も変わらないように、民間の業者にいろいろと細かい指示を出して、そのとおりにやってもらうということで、細かい仕様書も結ばれていると思いますが、業者の選定という点でも、お金だけでなく、継続性の問題もあると思いますけれども、安全安心の業者を選ばなければいけないということで、プロポーザル方式の業者選定が行われていると思います。名阪給食に続けて契約をした経過、業者選定の経過、それから選定の方法は最初に行ったプロポーザル方式と同じような方法をとったのか、基準はどうだったのか、契約内容はどうだったのか、そしてこの間、3年間の評価と、引き続き継続されて、2年間行っている名阪給食の評価について、お聞かせいただきたいと思います。

あわせて契約に関して、鳥飼西小学校と摂津市との契約書の中に、契約保証人という項目がございまして、契約保証人が阪神給食株式会社ということになります。この契約保証人の位置づけ、それからどのような形でこの契約保証人が選定されているのか、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

給食の2点目として、アレルギー食の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

在籍している全ての児童生徒に実施するものが学校給食だと、学校給食法、学校給食実施基準等でも書かれています。同時に、アレルギー疾患を抱えている子どもたちにとって、アレルゲンを含む食物を口に入れることは命にも関わる問題として、アレルギー対応食については、これまでも摂津市教育委員会、また栄養士の皆さん、調理員の皆さんが本当に心を砕いて努力をいただいていると思いますが、改めてアレルギー食の現段階での代替食、それから除去食の数、それからやっぱりアレルゲンが複数多岐にわたっていて、除去食や代替食で対応できない場合のお弁当を持参しておられる方はどのぐらいいらっしゃるのかについてお聞かせください。

次に、給食費の滞納のことについて、お聞かせいただきたいと思います。

学校給食会の総会の資料が一番最後に資料として載っておりますが、滞納の現状をお聞かせいただきたいと思います。滞納額、それから何人の方が滞納をされておられるのか、この間の滞納額や滞納の人数の推移、そしてその対応をどのようにしていらっしゃるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、給食費に関わってですが、基本的に保護者負担は食材費を負担するというところでございます。これは、単純に事務的な質問なんですけれども、保護者負担の給食費が決算書の61ページで見ますと、雑収入の中に学校給食費負担金1億8,038万7,336円とあります。一方で食材費として、賄材料費が1億7,805万7,017円とありまして、差額が233万319円という形

になっておりますが、この不一致の点を少しご説明をしていただきたいと思います。

それから、この平成23年については、中学校給食の検討が学校給食会の中で行われたということでございます。3回、学校給食会の中で検討会が開かれて、教育委員会への意見というもので届けられていて、今の中学校給食の検討につながってきているかと思いますが、学校給食会、中学校の給食の検討会の検討の中身についてお聞かせいただきたいと思います。

給食については以上です。

それから、就学援助金の制度についてお伺いしたいと思います。

第4次行革の一環といたしまして、扶助費の見直しが行われています。その中の大きな一つとして、就学援助金の見直しが平成23年度に検討されました。認定所得基準を大幅に引き下げるということで、平成24年、ことしの4月から既に実施をされておりますが、1度に引き下げてしまうと影響力が大きいということで、24年度、それから25年度と、2回に分けて認定基準を引き下げるというような形になりました。ここで、改めてお伺いしたいと思いますけれども、就学援助金の認定率、この間の推移を見ますと、22年度と23年度と比べますと、わずかではありますが下がっておりますが、平成23年度で39.51%と、依然高い状況にあります。この23年度の状況についての認識についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、就学援助金の支給についてお聞きしたいと思います。

基本的には、学校で保護者の費用負担が発生するのは年度初めに集中することが多いのではないかとこのように思います。新1年生にとってみると、入学準備

金も就学援助金の項目になっていますから、やはり入学前に就学援助金を支給してもらえると一番ありがたいわけですが、事務上の手続でなかなかそうはいいないと。現状、第1回目の就学援助金の支給は、恐らく9月だったというふうに思うんですけども、他の自治体では、できるだけ4月に近い段階に支払いをしていこうというような自治体も多くあるということです。例えば、池田市や藤井寺市では5月に支給しているということだそうです。夏休み前に支給している自治体もたくさんありますけれども、摂津市の就学援助金の支給日について、実際に保護者が必要とされている時期にできるだけ近づけるような努力をすることができないのかどうか、聞かせていただきたいと思います。

それから、第4次行革の中で、就学援助金の見直しとあわせて、奨学資金貸付制度の見直しも行われました。これまでの貸付金制度を廃止して、所得基準を大幅に引き下げて、一月3,500円の給付型の奨学金制度に切り替えをされたところでございます。この奨学資金貸付金の制度について、平成23年度は130人の方が利用されているということですが、平成24年度の予算では95人ということで、新1年生からこの制度が活用できなくなっています。この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

同時に、就学援助金に戻りますが、就学援助金制度で、この見直しについて、私どもは府下でもトップクラスの子育て支援の大事な施策で、他市にも誇れる制度だということで、認定基準の維持を求めてまいりましたが、給与所得者の低所得化が進むのと同時に、学校での保護者負担が大きく膨らんでいて、就学援助金

ではなかなか賄い切れないと。より所得の低い人に手厚い扶助をとということで説明がされてまいりました。24年度のことではございますが、見直しによってどのぐらいの方が影響を受けて、手厚い扶助はどのようになっているのかについて、確認したいと思います。

続いて、乳幼児医療についてお聞きしたいと思います。

この点、一般質問でも多くの議員が取り上げている問題ですが、摂津市の場合は、通院で就学前まで、入院で中学校卒業まで、所得制限なしで実施されていて、数年前までは大阪府内でもトップクラスの制度でありましたが、この子どもの乳幼児医療費助成制度というのは、国の制度はないにも関わらず、いろいろな自治体で毎年、毎年、改善や拡大が図られてきて、今や通院でも中学校卒業までの市が府内で1市2町あります。先般、箕面市の市長のブログを見ていますと、来年には中学校卒業まで、入通院ともに拡大するんだということの意思表示がありまして、箕面市のホームページを見ると、その説明も既になされていました。1歳拡大するのに、約1,000万円ほどの持ち出しがあるというような説明がこの間されていましたが、計画的な拡大について、改めて見解をお伺いしたいと思います。

続いて、保育所の待機の問題について伺いたいと思います。

これも同僚の弘議員が質問をしておりましたが、待機児童の増加が大きな問題になっています。民間保育園の増改築などで、定員増をこの間ずっと図ってこられたわけですけども、南千里丘開発によって、未就学児の増加が見込みよりも大変上回っているということでございます。平成23年度の当初と、それから年

度末、また平成24年度の当初、また直近の待機児童数とその特徴、それから待機児解消に向けた取り組みについて、改めてお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、平成23年の主要事業表の中にも明記されておりましたが、簡易保育所補助基準額の改定によって、南千里丘開発に伴う需要増に対応できるように基盤強化、保育環境の向上を図るとして、549万6,000円が当初の主要事業の中に書いてあるんですけれども、その点の中身についてどんなものなのか、お聞かせいただきたいと思います。

学童について伺います。

次世代育成支援後期行動計画「せつつすこやか子育てプラン」の平成23年度の進捗状況報告に、定員弾力化による待機児童の縮小に努めたというふうにありますけれども、学童の年度当初の待機児童数、年度当初に待機していた人たちが、年度途中で毎回、毎回、欠員が出てきて、退所の子どもが出てきて、待機児童が解消していくというふうになっているわけですけれども、待機児童が解消した時期、そして年度末の待機児の状況について教えてください。

それから、学童については、摂津小の学童保育室が新築されました。平成24年には、千里丘小と味舌小の新設のために実施設計が行われ、鳥飼小でも学童保育室の改修がされるなど、施設の充実に向けて進んできています。国のガイドラインで見ますと、集団規模は40人程度とすることが望ましいとされているわけですが、補助単価も上がるというふうにも聞いておりますけれども、本当に摂津の学童集団規模、面積とあわせて、施設の充実とあわせて、どのようにお考えになっているのか、現状もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

同時に、ガイドラインで、開所日、それから開所時間について、子どもの放課後の時間帯、地域の実情、保護者の就業状況を考慮して設定することというふうにも書かれています。土曜開設は、現在、第4土曜日だけになっているかと思えますけれども、全ての土曜日の開設、また開設の時間についても保護者の就業実態、今、5時半になったかと思えますけれども、通常仕事が5時まで行われれば、お迎えに行くのに5時半というのはなかなかタイトな時間帯ということで、他市の状況を見てみますと、午後6時であったり、午後7時ということで対応されている市もあるように思われますが、この点、ガイドラインの内容に照らして、開所日、開所時間の拡大についてお聞かせをいただきたいと思います。

通学路の安全対策について伺いたいと思います。

決算概要の140ページに、通学路の危険箇所交通専従員を配置するというところで、1,515万9,131円の執行というふうになっておりますが、交通専従員の配置の箇所、それから人数、また専従員の役割について、改めてお聞きしたいと思います。

続いて、次世代育成部のほうに少し質問をしていきたいと思えます。

この間も大きな問題になっていました教員の多忙化の問題と、講師不足のことでございます。新規採用の辞退者がふえたり、採用試験での競争率の低下によって、質の低下などの危惧がこの間、大阪の教育現場から報道されています。定数内講師の比率、非正規の比率の増加、欠員補充が困難な状態が続いているというふうにも私も認識しているわけですが、平成23年度、年度当初から欠員が埋まらずに自習が続くという事例も発生してし

まいりました。子どもの学習権に関わって、大変大事な問題です。もちろん、人をなかなか見つけられない、苦勞されておられることはわかりますが、学習権に関わる問題として、授業に穴をあけるということは今後あってはいけないというふうに思います。平成23年度の欠員と補充の状況について、平成24年度とあわせて、この際お聞かせいただきたいと思います。

同時に、本来、正規採用の教職員で補うべきものなのに、教職員の採用抑制策によって、生じた不足分を講師で穴埋めをするという、定数内講師について現段階の人数、割合はどうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、これだけ講師不足、現場での人の多忙化が言われている中で、学校現場での職務は非常に多くなっているというふうに聞いています。先生たちの日々の格闘については、この間もいろいろな分野で聞かせていただいているわけなんですけれども、2007年に文科省が教職員の勤務実態調査を行いました。これも、かつて質問させていただいて、おおむねその調査と変わらないぐらい、摂津の教職員の皆さんが頑張っているとお話されました。仕事を持ち帰らなくてもいいように、パソコンを1人1台配置をするということなど、いろいろな工夫もされるということでしたが、現段階の摂津の教職員の皆さんの多忙化の問題について、現状を改善されているのかどうか、現状をお聞かせください。

続いて、いじめの問題について、お聞かせいただきたいと思います。

これは、昨年の大津の中学2年生の男子生徒のいじめ自殺事件で、大きな社会問題になっていて、その後も子どものいじめの問題であったり、自殺の報道は、

たびたび繰り返されて報道されています。いじめというのは、本当に人の尊厳に関わって、人の命をも奪ってしまいかねない、絶対に許されない人権侵害だという認識は共通認識だというふうに思いますが、摂津市の現状のいじめについて、どのように認識しておられるのか。先の文教常任委員協議会では、いじめの認知件数、平成23年度についての報告がございました。数値で、折れ線グラフもございましたが、数値目標を掲げるということについては、実態からかけ離れてしまうというようなことにもつながりかねないというふうに思いますけれども、いじめに対しての考え方を改めてお聞かせをいただきたい。

同時に、摂津市でいじめが発生したときに、どのような対応をしておられるのか。平成23年は、小学校で5件、中学校で6件と、認知件数ではありますが、その対応はどのような体制で行われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

学力定着度調査、学力テストについてもお聞かせいただきたいと思います。

学力定着度調査66万7,357円ですか、これは小学校2年生対象のシュアスタート確認調査だと思いますけれども、その委託先とその内容、それから平成23年度の目的と効果についてお聞かせください。

あわせて、関連しまして、全国学力テストは、23年度も抽出校のみのテストとなりまして、そのかわり大阪府の学力テストが悉皆、全ての学校で摂津市では、6月12日に行われたと認識をしているところでありまして、全国学力テストの抽出校になりますと、二つの試験があったということになるわけですが、全国調査の抽出校は一体どこが調査になっていた

のか、重なっていたのはどこだったのかお聞かせいただきたい。

それから、この学力テストについても、たびたび質問をさせていただいていますが、その目的と効果、試験をやってから返ってくるまでに非常に時間がかかると、テストをやった本人にとって、その学力テストの結果がどのように自分に活かされていくのかということが、なかなかわかりにくいというふうに思うわけですが、改めて、この大阪府の学力テストの採点の時期、答案返却の時期、そして分析、説明会の経過はどうだったのか、またテストに参加した子どもたち、児童生徒にとって、このテストで何が得られるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

また、今回の調査は、学習状況調査も兼ねて行われておられますけれども、今回の調査で今までの学力調査とは違った新たに明らかになった傾向、また対策についてお聞かせいただきたいと思えます。

続いて、べふこども園についてでございますが、初めて幼稚園と保育園、異なる機能を持っている施設を一つにすると、幼保一元化の施設がこの4月に誕生いたしました。全く違う性格を持っているものを一つにしていこうということですから、並々ならぬ意欲と、そして準備が必要だったかと思えますが、いざ平成23年度末を迎え、いよいよ開設が近づいてくるに従って、具体的にいろいろな問題点が生じてきたと思えます。この間のこども園開設に向けた準備はどうだったのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、これはこども園の開設にも関わりますが、幼稚園での預かり保育も拡大されました。せつつ幼稚園では既に週4日やられてたと思えます。とりかい幼稚園でも週4日に拡大され、べふこど

も園の開設によってべふこども園でも週4日の預かり保育が実施されたというふうに認識していますが、この預かり保育の現状についてどうなっているのか聞かせていただきたいと思えます。

それから、児童センターについて聞きたいと思えます。これも私が一般質問でお聞きをしたものでございます。これは決算概要88ページに平成23年度からですか、それまで社会福祉事業団への委託事業でひとまとめにされて概要に載っていたかと思うんですけども、運営事業委託料が2,640万3,310円執行されております。この児童センターについては、第1児童センターが建設されて、その後第2児童センターの建設にはなかなか至っていないのが現状であります。これまでの答弁で、それからすこやかプランの進捗状況報告書で見ますところ、児童センターを利用しにくい地域に対して、この機能を活用できるようにということで、児童センターの職員が出向いて活動を行ったり、ニュースポーツ等活動備品を貸し出しする移動児童館事業に取り組んだというふうに書かれていますが、この児童センターの第2児童センターが建設されるまでの間でも、児童センターの機能を市内の子どもたちや子育て世代の人たちに活用してもらおうということで工夫してらっしゃると思えますけども、その辺の具体的な内容についてお聞かせをいただきたいと思えます。

あと2点聞きます。

図書館の指定管理についてです。平成23年度から指定管理者制度がスタートいたしました。改めて指定管理者を導入するという目的ですね、このために指定管理者をやるんだと、それからメリットはこんなことがあるんだと、指定管理者を導入する際の議論、かなりさせていた

だきましたが、指定管理者制度を導入して、図書館等協議会であったり、教育委員会内部のモニタリングなど行われていると思いますけども、指定管理者としての当初の目的が達成できているのか、当初言うてたメリットが享受できているのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

同じように、評価が行われていますね、利用者のアンケートも行われて、図書館等協議会や教育委員会のモニタリングや評価がなされて、Cランクというようなランクがホームページ上でも公開されていましたが、その評価の結果についてどうなのか、それをどのように生かそうとしているのかお聞かせをください。

最後に、スポーツ施設に関わってですね、決算概要170ページで体育施設維持管理事業がございます、その中の修繕料で2,480万5,590円があります。これは平成22年度の決算よりも約1,000万円ほど増加しておりますが、その増加の中身についてお聞かせいただきたいと思います。

同時に、私、市民の方からも言われて見にいったんですけども、テニスコートのことなんです。テニスをやられる方は非常に人口も多うございまして、その施設を利用するためには、2か月に1回、奇数月でございましたか、予約をするというようなことになっているわけですが、くすの木テニスコートは、柳田テニスコートより1面多くて全天候型のコートになっているんですけども、利用件数と人数が柳田と非常に差があるんです。市民の方から聞きますと、交通の便が悪いのもあるんですけども、全天候型のテニスコートの面が継ぎはぎになっていると、塗装が剥げている、雨がちょっと降るだけでもすべりやすいと。テニスのコートです

べりやすいっていうのはこれは致命的なことだと思うんですけども、そういったこともあるんじゃないかなというようにご指摘をいただいておりますが、この修繕料の使い方、それから体育施設の維持、安全管理についてどのようにされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

1回目、多岐にわたりましたが終わります。

○大澤千恵子委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、教育総務課に係りますご質問にお答えさせていただきます。

まず、劣化の対策ということで、緊急に一次診断を実施させていただきました。その後、二次診断を実施していくということで当初説明をさせていただいておりましたが、緊急を要する、また期間もなく費用もかかってまいりますので、二次診断を取りやめ、直ちに危険と思われる箇所から修理を進めてまいったところでございます。

それで、D判定ということで数か所修理すれば判定が変わるところにつきましては、直ちに剥落の危険があるようなところは建築課、また設計事務所と回りまして、その部分をハンマーでたたき落としたり、緊急の対応をさせていただいております。

それで、修理につきまして、平成23年度で予備費も使わせていただいて修理をさせていただいたところですけども、一応6校、7棟を平成23年度3月末までにさせていただいております。その後、平成24年度に入りまして、9校、14棟、今現在終了をしておるところでございます。

それで、対象棟数が全てで66棟、そのうちA判定が11棟ございました。B、

C、Dということで、Dの判定が48棟、そのうち修理は今させていただいた分でございますけれども、DからAに変わったものが3棟、DからBに変わったものが24棟、DからCに変わったものが2棟など、合計30棟でございます。

続いて、耐震の状況でございます。耐震につきましては、毎年文部科学省が4月1日現在で調査をされまして、全国の市町村単位で学校の耐震化率を公表させていただいております。平成24年4月1日現在の小中学校あわせた耐震化率66.2%でございます。それで、ことしの夏に第二中学校の体育館を工事させていただきましたところ、現在は67.7%でございます。なお、大阪府下の平均耐震化率79.3%ということで、まだまだ開きがございます。全国の平均が84.8%ということになっております。今後、平成27年度末までには文科省が申しております平成27年度までには耐震化率100%を目指して順次進めてまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

続きまして、給食委託の件でございます。鳥飼西小学校が平成20年からしまして平成23年度に新たに契約をさせていただいております。

その業者の選定の方法でございますけれども、一定プロポーザルということで各社から再度、提案をしていただき、全てで17社にご依頼を申し上げましたが、そのうち書類として提出していただいたのは12社ございました。

その中で、一定の考えといたしまして、今までの過去3年間の実績等も踏まえまして、今までの業務、名阪給食は事故もなく、検証もしたところ、おおむね良好であるということも確認されております。したがって、この提案をしていただ

いたときにその名阪給食を上回る提案が一定のクリアの条件かなということで考えまして、結果、名阪給食が配置人数等々が一番よい提案をしていただいたところから、引き続き名阪給食に契約を締結したところでございます。

続いて、契約の保証会社が阪神給食ということでなっております。通常の工事等でございますと、契約締結をして契約保証金なり、また履行保証の保険等々に入っておりますが、こういった業務につきましては特殊性がございます。学校給食という性質上、業務をとめることができませんので、その契約保証金のかわりに保証人を立てており、契約が不履行にならないようにしておるところでございます。

なお、この阪神給食の保証人につきましては、一応一定名阪給食と合意の上、我々も同等の業務が、万が一事故があった場合、同等の業務が直ちに行えるということ判断させていただいて、財政課とも協議しながら、阪神給食という業者を保証人として選定していただいております。

続きまして、アレルギー食の対応でございます。アレルギーの対応ということで、平成23年度につきましては、小学校の給食で対象となっております児童が42名ございました。今年度、平成24年度につきましては、35名と若干減っておる状況でございます。

それで、アレルギー食につきましては、基本除去食として対応を各校でしていただいております。できるだけ献立の内容を栄養士が検討して、全て除去してしまって給食に成り立たないという状況にならないように、大食器に入れるおかず、小食器に入れるおかずということで、どちらか一つでも残るように献立を考えてお

るところでございます。

したがって、どうしてもできなくてお弁当を持ってきていただくという方につきましては、今現在ほぼございません。ただ、1件、アレルギーとは別ではございますけれども、東北の震災の関係でこちらに避難されておられる方が希望を持たれまして、お弁当がいいというご希望の申し出がございましたので、その方につきましてはお弁当を毎日ご自宅からご持参していただいているという状況がございます。

続きまして、滞納の状況でございます。給食の滞納につきましては、平成23年度分の未納額につきましては62万6,000円でございます。徴収率が99.7%ということで、この徴収率につきましては、ここ数年同じような推移をたどっているところがございます。

平成23年度の未納者数、総児童数が4,743人のうち29名でございます。世帯数では19世帯となっております。未納者の割合といたしましては、0.61%でございます。滞納された給食費の徴収につきましては、各学校におきまして児童に十分配慮をして、学級の担任、また事務職員、校長先生、教頭が連携をして文書や電話、また懇談会等の機会あるごとに督促を行い、また家庭訪問時におきましても督促を行わせていただいております。

続きまして、給食費の食材費と負担、給食料の金額ということでございます。学校給食費の負担金として歳入として入っておりますのが委員ご説明のとおり、1億8,038万7,336円、賄材料費として支出いたしましたのが1億7,805万7,017円ということで、その差額233万319円という差額がございます。この分につきましては、当初予

算では賄材料費と給食費負担金が均衡するような予算をしております。

当初の予算どりで年間予定給食回数を186日として計算をしておりますところでございますが、学校行事等運動会、遠足等お弁当を持参する日が各学校によって若干変わってまいります。事務報告にもございますが、学校給食の回数につきましては、平均いたしますと182食という結果となっております。これを賄材料費で割りますと、10校の賄材料費が1日当たり約100万円を超えるぐらいの賄材料費がかかっておりますので、賄材料費との差230万円というのはほぼ2日分に相当するのかなというふうに判断しております。ですのでこの賄材料費を比べてみれば黒字のように見えますが、実際には栄養士が献立を考えると、物資選定のときにいろいろと検討いたしまして、できるだけ安く、よいものを選定をしてやりくりをしておりますところがございますので、給食の負担金をいただいている分と賄材料費とはほぼ均衡しているのかなという状況です。

ただ、給食費につきましては、ここ十数年、値上げのほうができておりません。大阪府内でも一番低い給食費となっております。今後、また物価の上昇や消費税等々の増税が言われておりますことから、給食費の負担金につきましても一定検討すべき時期も近づいておるのかなというふうに担当としては考えております。

続きまして、中学校給食につきましてはの検討会ということで、昨年3回行いました。その内容ということでございますが、まず平成23年9月に第1回目を行いまして、そのときに、前提条件として、府が提案してきました中学校給食の要綱、それとスケジュール等々の検討、説明をしております。そこで、イニシャルコス

ト、ランニングコスト、また各中学校の現状、校長先生のほうからアンケートをいただいて、弁当持参率がどのぐらいなのか、それ以外の子がどのぐらいなのかというようなアンケートもとらせていただいておりますので、そういった内容での説明をさせていただいたところです。

第2回目を翌月の10月に行い、中学校給食の方式、それぞれの方式、自校方式、センター方式、親子方式、デリバリー方式ということでのそれぞれのメリット、デメリットということで、一定のものを提示させていただいております。それと、そのときに検討させていただいたのは、基本的な市の考え方の案、また市としてベターな方法ということで説明をさせていただいて、一定センター方式、デリバリー方式ということの検討も説明をさせていただいて、メリット、デメリットにつきましては、センター方式ではやはり高いコストがかかってくる、デリバリーでは低く抑えられる、あと立地の条件や工事の問題、また法的な問題等ですね、いろいろご意見を頂戴させていただいております。

第3回を平成23年11月に行いまして、そのときもいろいろご意見を頂戴いたしました。保護者としてお弁当のよさもあるというご意見もございました。自校方式、センター方式、それにもかなりの財源がかかるということで、財源はどうなるのか、府から2分の1のイニシャルコストが出て、市のほうはあと半分出さなければならないということで、子どもに将来の負担がかかるのではないかとといったような、その時点での意見もございました。

また、栄養士等につきましては、中学生の栄養を考えるとやはり学校給食が必要であるということ、その体力に合った

だけの栄養価が必要であるというようなご意見もいただきました。この会の中では、意見集約は最終的にはせずに、出てきた意見を報告書にまとめて、一定の意見があった考えを教育委員会に返すということになりました。その結果、平成23年11月に学校給食会のほうから教育委員会に対して、報告という形で中学校給食に係る意見書を頂戴いたしておるところでございます。

いろいろと賛否両論ある中で、保護者のつくるお弁当との併用についての可能性も十分議論して、お弁当のつくることの意味合いや効果等も踏まえた中で決定をされたいという一言もございました。

○大澤千恵子委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 子育て支援課に係るご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目、就学援助についてでございます。就学援助の見直しを行ったけれども、平成23年度の認定率その他についての認識はどうかというお問い合わせでございます。

いずれも年度末の数字ですが、平成21年度の認定率が37.23%、それから平成22年度が39.93%、平成23年度が39.51%となっております。毎年40%弱という高い水準で推移しているところでございます。

平成22年度から平成23年度は若干数字的には下がっておりますけれども、高い水準で推移していることと認識しております。

それから、影響人数についてということでのお問い合わせでございますけれども、昨年度と今年度と比較しますと、5月1日付の認定者数ですけれども、平成23年度が2,643人、それから平成24年度が2,428人となっております。差し引きしますと215人減少していると

ということになります。ただ、児童数全体としても115人減少しておりますので、その215人全てが基準額の影響かというのはちょっと言い切れないところがございます。

今年度から増額した部分についてどうなっているかというお問い合わせでございますけれども、1学期の支払い分ということで比較しますと、PTA会費、生徒会費を新設させていただきましたけれども、個人それぞれの単価としましては、小学校につきましてはPTA会費が1,640円、中学校が2,030円、中学校の生徒会費が2,650円となっております。全体としての金額は、小学校、中学校あわせて565万1,540円が今回新たに予算措置した項目のものでございます。

今後、また転入等で追加になるかと思っておりますので、もう少しふえていくかとは思っています。

同じく行革の見直しの項目に上がっていた奨学資金について、どういう認識かというお問い合わせでございますけれども、これまでご答弁してきておりますように、大阪府においては高校無償化ということで、610万円未満のご家庭につきましては保護者負担が実質無償になっているという現状がございます。その中でこの奨学資金につきましては、一定その役割を終えたものと、市としては認識し、廃止をしたものでございます。

次に、乳幼児医療制度の費用の助成についてでございます。第3回定例会の一般質問でもご答弁申し上げておりましたけれども、本市におきましては、現在大阪府の制度に上乘せする形で入院、通院とも年齢拡大をして実施してきております。大阪府におきまして、平成25年度に向けて医療費助成の見直しを行うとい

うことで検討を進めておられましたけれども、最終的には大阪府においても抜本的な見直しは一旦見送るということとなっております。担当課といたしましては、財政的な負担が余りにも大きいこの年齢拡大について、今の状況で実施するのは非常に困難であると考えております。

昨年予算の委員会や一般質問でもお答えしておりますように、年齢拡大に必要な経費というのが1歳で1,000万円程度と考えられるため、それからもし例えば小学校終了まで拡大ということになると数千万円という規模になってまいります。府での制度拡充などの動きなどを見定めた上でどのような制度設計が可能なのか、内部でまたこの段階で議論していくことになるかと思っております。

次に、保育所の待機児童の問題でございます。平成23年度の待機児童の状況、それから平成24年度の状況ということでございましたが、安威川以北ということでの数字ですが、平成23年度の待機児童、新定義では年度当初ではゼロ、それから平成23年度の3月1日現在では71人。平成24年度の4月1日現在で10人、それから平成24年度の10月1日で正確に今算定できておりませんが、約40人となっております。

それから、保育所の549万6,000円という金額が一体何なのかということでのお問い合わせでございますけれども、こちらにつきましては、南千里丘の開発が進んでいる中で、保育需要が拡大することを見越しまして、簡易保育所に対する補助金を拡充したものでございます。

一定認可保育所の受け皿として補完していただいているということから、単価を従来の単価から拡充をいたしまして、さらに安定的に運営をしていただいて、

より質の高い保育をしていただくという目的のために増額をさせていただいたものでございます。

次に、学童保育についてのご質問についてでございますけれども、待機児童がいつ解消したのかということでございます。平成23年度につきましては、5月1日現在では、待機されている方が24人いらっしゃいました。解消したのは平成24年の2月1日の時点での集計となっていました。3月1日時点では引き続きゼロということになっています。

それと、あと集団の規模ということで、どの程度が適正なのかということでのお問い合わせでございますけれども、ガイドラインではおおむね40人程度まで、最大70人までと書かれております。本市といたしましては、一つのクラブの運営としては70人までということと考えておまして、それを超える場合についてはクラブを分割してクラスを分けて運営するという形をとっております。また、必要に応じて安全上必要ということであれば、加配の指導員を配置するというような配慮をしております。

次に、土曜日保育、延長保育についての考え方ということのご質問でございますけれども、この土曜日保育、延長保育を実施するということになった場合につきましては、一定人的な配置というのが必要になってまいります。要望があるというのは私どものほうとしても認識しております。毎年懇談をさせてもらっております保護者の会であります摂津市学童保育連絡協議会のご意見の中にも要望として上がっております。ただ、延長保育、それから土曜日保育を拡充した場合につきましては、先ほど申しましたように、人件費の増加というのが発生します。しかも後年度までずっと負担が影響するこ

とになってまいります。本市の財政状況を考えた場合に安易に実施に踏み切れるものでないのもまた現実でございます。昨今の経済情勢から長時間の保育を望む保護者の方が増えているというのは理解しておりますけれども、一定そのあたり財政的な負担の問題等も踏まえて慎重な対応が必要であると考えております。

交通専従員についてでございますけれども、本市におきましては、小中学校区通学事業ということで交通専従員を配置しております。現在18か所、26人を配置しております。学校が指定する通路のうち信号機がない危険な箇所配置することによって、児童の登下校時の交通安全の確保を図るとともに、児童の交通徳、マナーの向上を図ることを目的としております。

就学援助について、できるだけ4月に近い時期での給付ができないのかというお問い合わせでございます。

ご指摘のとおり、本市では第1回目の支払いとして9月に支払いをさせてもらっております。他市の状況を見ながら、それよりも早い時期というのがあるというのは認識しておるんですけれども、税の決定を待ってその判定をしている関係で、どうしても時期的におくれてしまうという部分がございます。見込みで決定をしてという方法もございますけれども、もしもそれで後で非認定ということで決定した場合については後で返還をしていただくということになってまいりますので、保護者の負担等を考えた中で、現在のところは税の決定を待っての認定とさせてもらっています。

ただ、委員ご指摘のとおり、9月では遅いのではないかという意見があることは、教育委員会としても理解しておりますので、前倒しできないかというのは今

後また内部事務を改める中で、できるものであれば検討していきたいと思っております。

○大澤千恵子委員長 野本課長代理。

○野本教育政策課長代理 教員の多忙化に関わります数点についてお答え申し上げます。

まず、大阪府の教員の採用状況でございますが、平成22年度は小中学校全てあわせまして1,473名、平成23年度が1,592名、平成24年度が1,555名と1,500名前後を推移する中、欠員状況の解消も含めた政策の中、今年度行われました平成25年度向けの採用につきましては、前年比プラス151名の1,706名でございました。しかし、倍率につきましては、全体で4.0倍という史上2番目の低さとなり、正規教員の質の低下が懸念されるところでございます。

教員を目指す人が総体的に減少してきていると言えるのかもしれませんが、そんな中、講師におきましても同様に人がいないという状況が府下全体で続いております。

10月末時点におきまして、大阪市、堺市を除く大阪府におきましては65名の欠員が生じております。本市におきましては、平成23年度小中学校常勤、非常勤合計90名の講師を配置しました中、2週間以上配置ができなかったというのが合計13名という状況でございました。

今年度は定数内講師35名を含む常勤講師66名、非常勤講師14名の合計80名の講師が必要となる状況の中、2週間以上配置できなかった常勤講師が2名、非常勤講師が1名という状況でした。常勤講師は2名とも年度途中からの病気代替講師で、非常勤講師については首席の

時間軽減、数学の講師でございまして、残念ながら年度当初より配置ができておりません。

また、定数内講師の割合ですが、平成23年度は小中学校合計で12.1%、平成24年度が10.4%でございます。また、委員がおっしゃるように、講師が配置できていなくとも子どもたちの学習権の保障を行わなければなりません。授業に穴をあけるという状況は当然発生させてはいけません。非常勤講師の場合は、ほとんどが軽減のための講師でございますので、配置ができなくとも軽減ができなくなるわけですが、本務者が授業を行うように学校に対して指導しております。

また、常勤講師の場合は、軽減ではございませんので、未配置の場合、学校に負担をかけてしまうことにはなるのですが、他の教員の授業時数をふやすなどして対応するよう指導しているところでございます。

このような状況の中、新規採用教員、経験の浅い教員、それから講師につきましても、指導力の向上等が今まで以上に求められるところです。本市では指導主事の派遣、学校教育相談員等の派遣、また校内での初任者等の指導体制の充実を図り、育成に努めているところでございます。

また、本市の教職員につきましては、非常に熱心な者が多いといえますが、夜遅くまで生徒指導ですとか、家庭訪問、次の日の学習の準備等に追われて勤務を行っている者がおります。管理者である校長が教員一人1台貸与しているパソコン等で作成した実績簿ですとか、日々の勤務状況の観察から、教職員の健康管理に努めているところではあります。市教委としましては、年二、三回行います校

長ヒアリング等において、教職員の勤務状況の把握に努めておりますが、勤務時間外の勤務が毎月100時間を超える、そして健康面で配慮をしなければならないような者、そういった者はおらないと報告を受けております。ただ、引き続き管理者であります校長に対して教職員の健康管理に十分配慮するよう指導を続けてまいります。

○大澤千恵子委員長 若狭課長。

○若狭教育政策課長 いじめ及び学力調査に関するご質問に対してお答え申し上げます。

まず、いじめでございますが、いじめ事案を指導するに当たり、加害者からは遊びの延長であった、そんなつもりはなかった、そういった聞き取り、あるいは発言があったりします。しかし、いじめられた側の立場、数において、あるいは力関係において、どうしようもできない、そうしたその被害者側のこれはいじめである、困っているという立場に寄り添えば、いじめはどんないじめであっても、軽微ないじめであっても重篤ないじめであっても絶対に許されないものであると考えております。特に、人格を否定するようなもの、差別性を含んだもの、こうしたものもいじめの中には発生する可能性がございますから、どんないじめであっても絶対許されない、この立場は基本的な立場であると考えております。ただ、小中学校とも集団で生活する場面でございますので、いじめはどこにでも、どんな学校でも、誰にでも常に起こり得る可能性があるかと認識しております。

先の協議会で平成23年度のいじめの発生、認知件数ですね、これの千人率についてご説明いたしました。1,000人当たりのいじめの認知件数、本市の状況は全国あるいは大阪府の1,000人

当たりと比べましても低いものでございました。ですが、安藤委員もご指摘ございましたが、少なければいいと、そうした目標を設定し、それがクリアしたからいいのではなく、潜在化していないかどうか、大人たちに訴え切れていない子どもがいなかったかどうか、そうしたものが大事であると捉えております。ですので、いじめについては、未然に防止する、早期に対応する、再発を防止する、この三つの視点で取り組んでまいっております。

そうしたところから、普段からの小中学校での集団づくり、いじめを許さない集団づくり、それから教職員研修等はいじめに気づくアンテナを高くした先生方の目配り、子どもたちからはアンケート調査等で、あるいは校内のポストですね、こうしたものを設置し、未然に防止、あるいは早期に対応できるよう心がけております。

なお、発生したときの対応でございますが、小中学校15校とも各校にいじめ・不登校対策委員会は既に設置しております。重篤なもの、あるいは複雑なものについては、この委員会をすぐに開催いたしますして、その指導方法等も確認いたしますが、日々の生活の中からつかんできたもの、訴えが上がったものについてはすぐに動く必要もございますので、このいじめ・不登校対策委員会に属しております生徒指導担当、あるいは担任、学年教員等が中心になりまして、まずは事実関係の整理、それから加害者への指導、被害者へのケア、時には状況に応じては全体化してその事案を教材化、教訓化することで全体の指導も行っております。あわせて保護者への連絡、その後の子どもたちの見守り、これを各校とも行っております。

いじめ事案については、教育政策課担当指導主事に毎月集約、連絡が入りまして、それを教育委員会の定例会でも報告しているところでございます。

次に、学力調査でございます。平成23年度から実施しております摂津市シュアスタート確認調査、小学校2年生対象の国語、算数の学力調査と学習状況調査でございますが、これは東京書籍に委託して行っております。それまで特に6年生、中学3年生といったその学校での最終学年での学力の定着状況について、調査を行ってまいりましたが、義務教育スタート時点、1年修了時点での学力定着の状況、こういった全市的な調査は行っておりませんでした。平成23年実施いたしまして、今年度平成24年度も実施いたしましたが、小学校1年生の定着状況、書く能力に課題が既にあらわれております。6年生、中学3年生でも問われております活用力、そうしたものの基本的な活用力と申しましょうか、そうしたものも小学校1年生修了時点で課題があらわれていると。こうしたところから、全校的な学力調査の結果に対する課題の共有がさらに進んでいると捉えております。

次、全国学力・学習状況調査でございますが、平成23年度は震災の関係で中止になっております。今年度抽出により実施されました。全国でおおむね3割の抽出状況で実施されましたが、この抽出校については公表しないということになっておりますので、学校名については控えさせていただきます。

最後に、府の学力調査でございます。今年度の状況でございますが、6月12日に実施いたしました。8月16日に各校へデータ及び個票が発送されております。本市における調査結果の概要につい

ては、9月20日に公表いたし、10月1日、府教委から市町村別概況の報道機関への公表が行われました。

なお、今年度の本市の調査結果の概要の説明会でございますが、12月8日、土曜日午後、それから12月12日夜、それぞれ土曜日はコミュニティプラザ、12日の夜は鳥飼北小学校を予定しております。また詳細、ご案内が完成いたしましたらよろしく申し上げます。

平成24年度の状況でございますが、学力調査の状況におきましては、長文をしっかり読む、複数の資料から必要な情報を抜き取る、みずからの解き方、答えの導き方を説明するといった昨年と同じような課題がやはりあらわれておりました。言いかえれば思考力、判断力、表現力、こうした力がまだついていないというところがあらわれておりました。

学習状況調査、生活調査のほうでは、ここ数年全国調査の結果も含めまして経年比較を見ますと、挨拶の状況が引き続きよくなってきている、読書が好きであるといったところも非常によくなってきていると、それから携帯電話の所有率、所持率、これが高くなってきていると、それ以外はおおむね同じような傾向でございました。

○大澤千恵子委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 こども教育課に関わります4点につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目、幼稚園、保育所の耐震の状況でございますけれども、幼稚園につきましては、せつつ幼稚園は平成22年度に耐震工事が済んでおります。とりかひ幼稚園につきましては、IS値1.69という診断結果でございましたので耐震工事は不要でございます。

次に、保育所の耐震化でございますけ

れども、正雀保育所は昭和46年建築、鳥飼保育所は昭和49年建築の建物となっております。平成18年に実施いたしました耐震一次診断では、正雀保育所についてはI S値0.51、鳥飼保育所はI S値0.52となっております。

この保育所の耐震化計画については、市全体の耐震化の計画にも関係がございます。ただ、多くの子どもたちが、月曜日から土曜日まで日々生活の場としておりますので、両施設に勤務する職員はもとより、市のほうでは労働安全衛生委員会というものもございます、そういった中で職場巡視も行っております。子どもたちにとって安全で安心な場所となるよう物の置き方であったりいろいろな施設の整備状況については、私ども事務局も一緒に取り組んでいきたいと考えております。

次に、べふこども園の開設に向けた準備でございますけれども、こども園では同じ敷地内で乳幼児保育と幼児教育を行う、こういったことで同じ年齢の子どもたちがおりますけれども、園におられる時間帯や通園や通所方法、また運動会や遠足といった行事の開催方法、保護者会の活動、幼稚園教諭と保育士の勤務体制、こういった従来からの保育所、幼稚園の単独施設とは違った管理運営が必要となります。そのようなことから、こども園の開設に向けましては、平成21年9月に開設準備委員会を発足いたしましてその中で議論をし、平成22年4月からは就学前教育推進検討委員会の中にべふこども園開設チームということで、別府保育所、べふ幼稚園の職員を中心に開設に向けた年間指導計画や子どもたちへのプログラム、行事、また保護者会の活動についていろいろ議論してまいりました。

また保護者の方につきましても、開設

までには保育所側の保護者の方に6回、幼稚園側に7回、また代表者の方に集まっていたいただきますつながり会議を6回、合計19回開催する中で、スムーズな開設になるよう取り組んできたところでございます。

それと、ハード面でございますけれども、べふ幼稚園を改修するといったことで一部分取り壊しの新築、一部改修といったことで取り組んでまいりました。工事の進捗については、週1回建築課、こども教育課、現場の職員等々が工程会議を開く中で、現場、事務所の中で細かい打ち合わせをし、子どもたちに安全で安心な施設となるよう協議をしてきたところでございます。

次に、幼稚園の預かり保育の状況でございますけれども、摂津市では摂津市立幼稚園預かり保育事業実施要綱に基づきまして、市立幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後における保育を行うことにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育て支援を目的として実施しておるところでございます。

預かり保育の中身でございますけれども、室内で絵本を読んだりいろいろなものを制作する、また、屋外で園庭遊具で遊んだり、三輪車、スクーターで遊んだり、そういったことを楽しんでいただいております。平成23年度は週4日、せつつ、とりかい幼稚園で2時から4時の間実施し、せつつ幼稚園では平均17名、とりかい幼稚園では10名の方のご利用がございました。平成24年度からはべふこども園の幼稚園部分についても実施しております。

児童センターの移動児童館の取り組みでございますけれども、委員おっしゃいましたように、児童センターを利用される方、第一中学校の校区の子ども、また

第三中学校区の子どもが多く占められております。そういったことから平成23年度からニュースポーツ用品の貸し出しや児童センター職員が地域に出向いて、児童センターの取り組みをする移動児童館の活動を始めております。

具体的な活動内容といいますと、例えば市が実施しておりますこどもフェスティバルに児童センターのコーナーをつくってもらう、また舞台発表してもらうといったことや、各学童保育室に出向いて、児童センターの大きな特色であるけん玉指導もしていただいております。また、児童センターを利用している子どもたち、リコーダークラブというのがございますけれども、リコーダークラブの子どもたちも千里丘公民館で演奏するといったことで活動もしてくれております。このような活動を通して児童センターをPRし、これをきっかけに児童センターを訪れてくれている子どもたちも多いと聞いております。今後指定管理者の社会福祉事業団とも連携をとりながら活動の充実を図ってまいりたいと思っております。

○大澤千恵子委員長 答弁の途中でありますけれども、ここで休憩いたします。

(午後0時 1分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○大澤千恵子委員長 再開します。

柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 図書館に関しましてご質問に関しまして、ご答弁させていただきます。

まず、指定管理を導入した目的やメリットが達成されたかという質問でございますが、図書館の指定管理導入では、民間の運営ノウハウを活用することでより効率的図書館運営を行い、また図書館サービスのさらなる向上を目的とし導入するものであります。

具体的メリット等でございますが、指定管理者に移行いたしまして、まず開館日でございますが、祝日を開館日とすることで、開館日が増加しましたことで年間50日の開館日の増となっております。また開館時間でございますが、平日は全て10時から20時の開館といたしまして、開館日増とあわせ、2館で年間1,000時間の増加となっております。また費用効果でございますが、図書館総務費及び図書館管理費の平成22年度と平成23年度の決算ベースの比較でございますが、約2,000万円の効果額となっております。

また、その他でございますが、毎年7月に利用者アンケートを行っており、そのアンケートの回答でございますが、約3割の回答者の方が、「指定管理者が導入されて運営体制がよくなった」と回答していただいております、「悪くなった」との回答数を大幅に上回っております。また自由記述の回答欄におきましても、「対応が丁寧、親切になった」など、接客態度の向上を挙げる市民の方が非常に多くございます。これらのことから、指定管理導入の目的は一定達成されたものと考えております。

続きまして、図書館におきますモニタリングの評価結果の件でございます。平成23年度からの指定管理者制度導入に伴いまして、そのモニタリングのため摂津市指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアルを策定し、そのマニュアルに基づきまして第三者評価機関評価といたしまして、摂津市民図書館等協議会、委員10名による評価と、行政サイドの評価といたしまして、施設所管課の評価をそれぞれ四半期ごとに年4回行っております。

その評価方法でございますが、各評価

者は指定の評価用チェックシートに基づきまして、各評価項目を5点満点で評価を行いまして、その合計評価点数を評価基準に照らし合わせ、最終的にA評価からE評価の5段階評価を行います。

平成23年度の評価結果でございますが、まず協議会委員による評価でございますが、合計評価点数の年度平均は234.5点でございます。満点に対する得点率67%となっております。C評価、「適切である」という結果になっております。次に、施設所管課による評価でございますが、合計評価点数の年度平均は33.3点でございます。満点に対する票得点率60.5%となっております。こちらもC評価、「適切である」という結果になっております。

総合評価でございますが、協議会委員評価と施設所管課評価の合計は267.8点でございます。満点に対する得点率66.1%となっており、C評価、「適切である」という結果になっております。

これらの結果から、平成23年度の指定管理者による摂津市民図書館及び鳥飼図書センターの管理運営はおおむね適切に実施され一定水準以上のサービスが提供されているものと考えております。

平成23年度におきましては、図書館の指定管理者制度導入の初年度でありまして、指定管理者に不慣れな部分も多くございますことから、利用者の皆様にご不便をおかけしませんよう、ミスのない安定した図書館運営を第一に行っており、今回のモニタリングにおきましても一定のご評価をいただいたものと考えております。

次年度以降におきましては、平成23年度評価を上回りますよう、指定管理者のノウハウを生かしました新たな講座や

イベント等につきまして企画実施するよう指導を行ってまいります。

○大澤千恵子委員長 布川次長。

○布川生涯学習部次長 体育施設の修繕料に係りますご質問についてお答えさせていただきます。

まず、平成22年度に比べまして金額が増加したという理由でございますが、平成22年度の大規模修繕といたしまして、プール槽の塗装、これが790万円ほどかかっております。それに比べまして、平成23年度の大規模修繕といたしまして、同じく温水プールでございますが、温水プールの屋上ほかの防水工事に1,790万円かかっております。この差の1,000万円がほぼその額になるかと思われま。

それから、テニスコートのご質問でございました。くすの木公園テニスコートの継ぎはぎ、滑りやすさというお話だったかと思いますが、くすの木公園コートに不良箇所がございましたので、それを本年度補修いたしまして改修いたしました。その関係で新しく塗ってありますので、継ぎはぎの状態に見えるかと思いません。より安全にご利用いただけるための補修した結果でございます。

それから、くすの木公園テニスコートはハードコートでございますので、雨天後、濡れておりましたら滑りやすくなるということで、晴天時は滑ることがないと考えております。

それから、本市のスポーツ施設はほぼ建築後30年を経過したものが多くなってきております。もちろんスポーツ施設というものは体力向上、健康増進ということに寄与するものでありますので、安全面には特に我々が留意をしながらご利用いただけるようにしていかなばなりません。そのために施設の経年劣化に伴い

ます補修もふえておりますので、今後とも計画的に改修を進めてまいりたいと考えております。

○大澤千恵子委員長 馬場教育次長。

○馬場教育次長 それでは、機構改革についてお答え申し上げたいと思います。

機構改革、平成23年4月に行ったわけですが、この機構改革を行う当時の状況でございますが、まず一番大きかったのは、平成17年に摂津市で次世代育成計画をつくりましたが、それを見直しするというので、平成22年に後期行動計画がつけられました。そういった行動計画をいかに実現していくかと、そういう状況がございました。また、この時期国におきましてもこども園が創設されるなど、子育て施策の見直しの方向も示されておりました。また、本市におきましても別府保育所の建て替えということで、具体的にはべふ幼稚園への建て替え等、そういった喫緊の課題もその当時ございました。そして、教育委員会でいえば、学校教育についてやはり地域、家庭の教育力が低下していると、そういった問題も抱えておりました。

そういった中で、平成23年4月に機構改革を行わせていただいたわけですが、先ほど言いました問題提起とも重なりまますけれども、その次世代育成後期行動計画、平成22年に策定されましたので、その中でこの行動計画は市の行政全般にわたっております。福祉も入れば教育も入る、また土木関係の所管も入っているということで、全庁的な形で取り組むということになっておりました。その行動計画の中にも、そういった全庁的な課題に取り組むためにそういった全庁的な実施体制の実現という項目もつくられておりました。そういうことも実現しなければならないということも目的の一つでござ

いました。そして、こども園の創設につきまして別府保育所とべふ幼稚園を一体的に行いまして、幼保一元化をして、保育と教育両面からの就学前教育の充実を行いたいということも目的でございました。

また、福祉の当時のこども育成課とも話し合っ、当時こども育成課が行っていた児童に係るワンストップのサービス、これは引き続いて充実の方向で行いたい。したがって、こども育成課については一体的に教育委員会となってそういうワンストップサービスの充実にも努めたいということございましたので、そういったことも実現しようと考えました。そして、先ほど申し上げました家庭、地域の教育力を高めるために、学校と家庭と地域が一体となった子育て教育の充実の方策も組織的につくっていきたく。そういったことが当時の目的だったと思います。

そういった目的を達成するために機構改革を行ったわけですが、職員体制としましては、先ほど言いましたように、福祉のこども育成課全員が教育委員会に来ていただいて、子育て支援と教育のワンストップサービスを充実するという方向で、教育総務部ではこども育成課の医療助成でありますとか保育所の手続、また教育委員会で行ってました幼稚園の就園奨励補助であるとか、幼稚園入園手続を一体的に今行っております。ですから、一つの窓口で保育所、幼稚園の両方の情報が提供できると、そういう体制を組ませていただいております。

また、学校と家庭と地域の教育力を高めるということで、新たに次世代育成部をつくらせていただきまして、就学前教育、すなわち幼稚園と保育所を一体的に担当させていただいておりますし、学校教

育、小中学校も当然ながら一体的にさせていただく。また社会教育の分野でありました青少年指導員であるとか、PTA、こども会のこと地域、家庭の重要な担い手でございますので、この次世代育成部の中で一体的に所管させていただいて、学校、家庭、地域で教育を取り組んでいく、そういう組織にさせていただいております。

今後の取り組みでございますが、そういった組織にしましたけども、子育て支援とか就学前教育と、それと学校教育、家庭、地域がより一体的に取り組めるよう、今後ともよりよい組織、よりよい機構になるために、やはり日々の業務の見直しやそういった組織の見直しは、これは不断にしていかなければならないと考えております。

○大澤千恵子委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 2回目の質問をしてまいりたいと思います。

今、ご答弁いただいた機構改革についてでございます。機構改革後、職員数の推移を単純にいいますと、平成22年3月末にこれは185名だった数が、平成24年3月末になりますと175名。再任用や任期つき職員を合わせますと195名が183名ということで、もちろん小学校の給食調理員が退職されたりとかというような事情もあるかと思いますが、人数的には少なくなっているんですね。

これは単純な数字だけのことで言うてますが、業務的にいえば非常に多くなっているのと、同時に子どもに関わる問題、一元化したことによって連携が非常にとりやすくなった半面、例えば国の制度のものであれば、上部の所管の省庁が厚生労働省と文部科学省と分かれています。補助金の交付の問題、さまざまな問題についてもやりとりが必要になってくると

思いますし、近くでの連携が必要になればなるほど、今度連携が強くなると、今度は仕事がふえるんですね。仕事がふえるということは、子どもたちのためになる仕事をふやすということになります。いいことだと思いますけども、恐らく仕事量というのはふえていくんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういう意味では職員数の人数が少ないということは、機構改革の目的とは別に、実際の作業や仕事をやっていく上でマイナスになっている点はあるんじゃないか。ないに越したことはないですけども、あるんじゃないかと思いますが、その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

お話がありましたように、やっぱり次世代育成支援後期行動計画というのは、何も教育委員会だけじゃなくて全庁的に取り組んでいく中身になっていますから、保健福祉部やほかの部署、市長部局との連携というのは当然必要になってきます。とりわけ子どもを取り巻く環境というのは、子どもだけではなくて、子どもが家族の問題である経済的な問題であったり、地域での問題であったり、福祉的なところからのアプローチから子どもを守るといような仕事もふえてくるという点でいきますと、ますます教育委員会がこの次世代育成支援後期行動計画の扇のかなめになってやっていかなければいけないという点で言っても、また役割も責任も大きくなっていると思っておりますけど、その点もお聞かせいただきたい。

それから、教育委員会の中で、例えば保育所に関わって、保育所の入所については子育て支援課、保育所の運営についてはこども教育課、この間私も議論させてもらいましたけれども、例えば保育所の給食の民間委託という話になったとき

に、保育所の給食というのは保育の内容とも一体のものであって、もちろん学校給食も同じですね、一体のものであるけれども、所管は教育総務部総務課ということで、同じ教育委員会の中でも部署が分かれるということについて、連携が本当にとれているのかどうかという点も疑問に思う点があるわけですね。その点はどうかお聞かせをいただきたいと思います。

劣化対策ですね。耐震についてです。随時劣化対策のほうはぜひもう進めていただきたいと思いますし、その途中経過などもぜひお示しをしていただきたいと思いますというふうに思っております。

中期財政見通しを見ますと、この平成24年度に出された中期財政見通しからこの劣化対策、教育施設の安全対策、施設改修という点で、平成24年から平成29年まで、総額9億8,700万円の中期財政見通しが持たれています。これ各年度ごとに一定の見通し額が見込まれているわけですが、これと今後の劣化対策、大規模改修とのリンクは具体的な計画としてでき上がっているのかどうか、その点をお示しをいただきたいと思います。

それから、この間の学校の施設の改修、特にトイレの改修であるとか、外壁とは別の改修ですね。教育課程を進めていくような改修については、大規模改修のときに一緒にやりますよと。大規模改修は耐震補強工事のときにやりますということに、そういう説明を受けてきたわけですが、今回この外壁の問題、劣化対策の問題等が生まれてきたときに、この日常の教育活動の中で本当に必要な校内のトイレの改修であったり、壁の改修であったり、そういったものが先送りになってしまうかと。本当に必要なものにつ

いてはきちんと必要性と緊急性を見て取り上げていくというような立場に立っているのかどうか。その点を確認しておきたいと思います。

耐震については、今後これから平成27年までということです。これも何度もお聞きしていますから繰り返しのようになってしまっていますが、こちら今後の残りの棟の進捗、どのような計画になっているのか、一つの学校で恐らく二つの棟、三つの棟同時に工事、翌年もということで続かざるを得ないような状況になっている中で、その点のその計画、学校や子どもたちや現場に負担がない、また安全が確保できるような計画を進めながら、同時に早期にやらなきゃいけないと、両方難しいかじ取りが必要かと思えますけども、その点の計画をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じく先ほども劣化対策でも申しあげました中期財政見通しを見ますと、平成23年10月に出た中期財政見通しの耐震補強の金額が、平成23年から平成27年までで37億9,700万円になっているんです。平成23年度6,500万円除くと、平成24年から37億3,200万円となるはずですが、平成24年10月に出た平成24年からの中期財政見通しで見ますと、平成27年までの4年間で44億1,800万円という中期財政見通しの数字がありまして、ここに6億8,600万円ほどの乖離があるんですけども、この点は特に何か新しい耐震補強の必要性が出てきたのか、もしくはより見積もりをきちんと取り直したのか。または、まだ二次診断が行われていない建物がたくさんありますから、二次診断をした上で耐震補強工事の必要性が生じてきたのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

給食についてでございます。まず、民間委託については先般もかなり議論をしましたので、契約の中身について聞いておきたいと思いますが、プロポーザル形式でやるということは、給食という性格上、お金だけで判断してはいけないよと、これは私も同じ思いです。よりよい提案をしていただいたところにやってもらうというのも非常に大事なことで、プロポーザル方式という形態は大事だと思いますが、一方で、そこに恣意的な選択の余地も生まれかねない。透明性・公平性という点でどうなのかという点が、ある一方ではそういう心配もされると思うんですね。そういったことを回避するためには、選定委員のメンバー、選定基準、そして選定方法と結果をきちんと明らかにして、誰が見ても公平に選ばれたなということがわかるようにしていくことが必要だと思うんですけども、この2回目の更新になりました名阪給食の選定基準について、もう一度その辺を踏まえてお答えをいただきたいと思います。

それから、契約保証人についても同じだと思うんですね。もちろん契約保証金を通常の建築工事とは違って、ないわけですから、こういった契約保証人というのを取るのには理解できるわけなんですけども、万が一のときにこの今回の契約保証人の阪神給食が今後継続してやられていける場合については、選定の中で阪神給食がどういう位置づけにあって契約保証人になったのかということをはっきりとさせていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。お金だけの契約であれば、入札に参加して基準に合っているところが保証人になるということはおかしくないと思うんですが、プロポーザルということですから、基準、プラスアルファこういったもので選んでいます

よということで選ぶ給食選定作業ですので、この契約保証人の阪神給食が契約保証人になったというその根拠のようなものが私は必要ではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

それから、アレルギーについてです。私も今回勉強させていただいていて、日本学校保健会のアレルギー疾患対応の学校生活管理指導表ですとか、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインというものがあって、それを参考にアレルギーの対応をされているんだということだと思うわけなんですけども、基本的にアレルギー対応には献立表でメニューを示してやる方法と、除去する方法と、代替食を提供する方法と、弁当を持ってくる方法と四つぐらい選択肢があるそうなんですけども、摂津市の教育委員会として、学校給食という点から言って、現在やられているアレルギー対応についてはどうお考えなのか。今後の対応についてお聞かせをいただきたい。

学校給食会でも、平成23年度の取り組みの中で、アレルギー除去食検討部会というのを4回ほど持たれているようなんですけども、その中身も含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、給食費のことです。食材費と給食費の関係はわかりました。給食費の値上げというのは、これは聞いておりませんので、この点についてはまた場所を変えて、またしっかり議論していきたいなというふうに思うわけなんですけども、滞納の問題です。滞納しているからけしからんということでは滞納処分をなさないとか、取り立てを強化しなさいということの趣旨で聞いているわけではありません。義務教育は本来無償ですので、給食にしても、学校外のものについても極力無償でということが理想なわけですが、

現状では食材費は保護者負担というふうになっているわけです。

しかし、経済的な理由によって給食費が払えなくて、子どもがその給食から排除されかねないような状態、もしくは非常に辛い思いをしなければいけないということについてはやっぱり避けなければなりません。

子どもを取り巻く環境の中で、特に虐待の問題であるとか、子どもの家庭の状況というのが、いじめや不登校や虐待ということにつながっていくんだと思うんです。アンテナを張ってというご答弁も先ほどありましたが、例えば給食費の滞納となりますと、本来であれば家庭訪問するなりして就学援助金の制度がありますから使ってください、活用してくださいと申請を促すような形で、経済的な理由の方は就学援助金制度を活用することによって滞納というのはなくなっていくんだと思うんですね。この間の対応がどうだったのかももう一度教えていただきたいんですが、就学援助金制度をお勧めしたにも関わらず、まだ滞納が残っているご家庭という場合に、やはりネグレクトの問題であったり、子どもとの関係、家庭での環境が非常に困難にあるのではないかという点でいうと、虐待や不登校やいじめの芽を摘むという意味でも、非常にこの辺の滞納に対して学校の先生たちは大変だと思うんですけども、神経を集中させる必要があるのではないかなというふうに思うんですね。その点是对応、この就学援助金制度のお勧めと、それから子どもと家庭の状況の実態把握という観点から、もう一回滞納についての考えをお聞かせをいただきたいと思います。

中学校給食の検討会は、3回、わかりました。いろいろな角度からいろんな意見を出されたけども、意見集約をせずに

教育委員会のほうに意見を出したということ。

今後アンケート調査が行われて、検討会が今後開かれていくと、最終的な方向性を決めていくということではありますが、言ったら学校給食会の中でやられた検討会というのは、あくまでもその選択肢を選ぶというものではなくて、中学校給食がどうあるべきかということでの意見集約というようなとらえ方でよろしいのかどうか。実際その場でデリバリー選択制をやっているところに見学に行ってみよう、調理場を見に行こう、または自校調理で中学校でやっているところはどうかと実態を調査したり、本来の中学校給食がどうあるべきかという観点からの議論とか、それから実態の調査とか、そういったものはやられていないというふうに思うんですけども、今後の検討会、今後開かれていく検討会との違いについて、その点だけお聞かせをいただきたいと思います。

就学援助です。私は就学援助金の制度、生活保護基準の1.3を維持してきて、こういう経済状況の下で認定率が上がるというのは、これはもういたし方がない、当たり前のことであるし、逆に子育て支援の柱としてこれまで摂津市が胸を張ってやってきた事業ですから、ここから後退したというのは非常に残念でなりません。しかも平成24年4月、そして来年ももう一回、認定基準を36万8,000円ほどですか、下げていくということでもありますから、今回200人ほどの人が減っています。さらにそこ減っていくということになると、これまた先ほどの給食費の問題にも関わってくるかと思いますが、子育て世代に対して間違いなくこれは子育て支援策の後退だと言わなければならないと、このことを私は指摘を

しておきたいと思います。

その上で、就学援助金の第1回目の支給日のことなんですね。いろいろ体制の問題、それから所得を把握するというところでどうしても9月になってしまうということでございます。

ただ、先ほど私もご紹介させていただきましたように、池田市、藤井寺市は5月に出しておられるんですね。どちらも摂津市と市の規模を比べてもそんな、少し大きいかもしれませんが、それほど差はありません。1学期の間に支給している自治体の中には、町もあるんですね。ですから教育委員会や行政機関のマンパワーという点や人数の観点からいっても、そんなに大きな差はないはずなんです。そういう上で、できるだけ早く支給するというのが大事だと思っていらっしゃるんであれば、一刻も早く支給をするように研究をする必要があるかと思うんですけども、今までそういった他市、私も調べてみたら意外に多く1学期中に支給していらっしゃることがわかったんですが、そういった他市の状況とか調べられたことはあるのかどうか。ぜひ調べてほしいと思うんですけども、調べてやってもらいたいと思うんですけど、それができない理由が何かあるのかどうかもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

乳幼児医療についてです。これはもう繰り返しになりますので、もう要望にしておきたいと思いますが、少なくとも各市自治体が対象年齢を拡大し、そして国に対して、摂津市も同様だと思いたくても、国としての制度を設けるようにという要望もこの間上げてこられていると思います。そういった立場に立つのであれば、やはり計画的に対象年齢を拡大していくということを、ぜひとも握って離さず検討していただきたいと要望し

ておきたいと思います。

保育所についてです。次世代育成支援後期行動計画の目標、平成26年が目標だったでしょうか。その目標値を既にもう今超えている段階で、しかも今の入所の数が1,816人にも達しようとしているんでしょうか、そういう状況の下で、なお今度タワーマンションも建つということで、南千里丘の地域での未就学児童の増加というのは予想されるわけです。その点で、この間駅前の店舗を借りた簡易保育所であるとか、民間保育所の定員増であるとかいうようなお話もあったと思うんですけども、やはり保育需要に応える責任はやはり摂津市、行政にあると思うんですね。主体的に保育需要にどのように応えていくのか。例えば公立保育所の建て替えでの定数増ということについて、具体的に検討の俎上にのっているのかどうか。その点あわせてお願いをしたいと思います。

学童保育につきましては、集団規模70人ということです。実質上、70人を一つの集団にするというのは、幾ら先生がいらっしゃったとしても、これはやはり困難な点はあるというのは、これはもう学校の授業が40人で、小学校1年生の補助員をつけていてもやはり難しい面があるということからも、低学年の学童たちを見る上ではかなり困難をきわめているのではないかなというように思いますので、ガイドラインに沿って整備していく方向性をぜひつくってほしいというように思います。これは要望としておきます。

それから開設日と開所時間の問題につきましても、これは保護者の就業実態にきちんと合わせていくということもぜひ検討していただきたいと思います。

通学路です。これは先の一般質問でも

私は質問しましたし、ほかの議員も通学路の安全対策について何度も質問していらっしゃいます。今回省庁をまたいで合同緊急点検が開かれました。摂津でも子育て支援課の方や道路交通課の方々が、8月の暑い中でおそろいのヤッケを着て危険箇所を回っておられたんですけども、そういった危険箇所と交通専従員が、どのようにリンクしているのか、その点をお聞かせいただきたいと思うんです。

場所の設定も、恐らく学校から指定された場所ではあるかと思うんですが、今回合同点検で示された54か所の地点も学校や地域からの場所だと思うんですね。交通専従員の配置が今のままでいいのかどうか。増員をする必要があるかないか。または地域の人たちとどのように連携をとるようにしむけていくのか。その点どうお考えなのかお聞かせください。

それから安全教育についてです。交通専従員はシルバー人材センターに委託をされていていらっしゃるかと思うんですけども、私も近くで見守っていただいている専従員を見ることがあるんですが、子どもたちに声かけをして適切に誘導をしていらっしゃる姿をよく見るんですけども、安全マナーの教育とおっしゃいましたが、マナーを含めて、安全の教育や研修というものはされているのかどうかお聞かせをいただけたらと思います。

教員不足、多忙化の問題です。本当に悩ましい問題です。とりわけ大阪は全国にも増してこの教員不足の問題というのは特別な事情があるんじゃないかなというふうに思うんですね。この間の維新の会が進めてきた教育の改革というんでしょうか、強制と統制、競争をあおるような、強制と統制を教育に持ち込むようなやり方が、そこに全国最低の賃金ということになると、優秀な人材が大阪から逃げて

いってしまうんじゃないかと、そういった危惧は現実のものになってきているわけで、その点については、やはり教員が不足しているから国や府に申し入れをするというだけでなく、その背景も踏まえた形で物を言っていけないといけないんじゃないかと。それは摂津市の教育委員会だけでなく、近隣の市も含めて大阪の子どもたちの日々の暮らし、それから学力の定着、人格形成という意味で、学校の先生、学校現場というのは非常に大事な人たちなのに、その人たちが集まってこないという、こういった事態をどうとらえているのかという観点から鋭く迫っていただきたいと。我々も同じ立場で迫っていきたいと思っていますが、直接子どもたちの教育や学校現場に責任を持つ市の教育委員会としてそういう立場に立っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お聞かせをください。

それから、いじめの問題ばかり、それから子どもたちの様子アンテナを張ったり、地域の通学路の安全対策をやったり、または学力の向上を求められると。当たり前のことですけども、学校の現場というのは大変な中で教員不足になっていると。軽減の加配と言ってはりましたかね、非常勤の講師は軽減の配置なので、入らなくても何とかかなというふうなお話でしたけども、軽減というのは学校中の先生がほかのことにももっと目を向けてやれるようにするために加配されているものであって、その軽減の加配の人がなかなか入らないというのはやっぱり問題だというふうに思います。同時に、常勤の講師の先生が4月からまだ未配置の状況になっているというのも、これも本当に重大なことではないかというふうに思います。

そういう中で学校の先生たちが今いる

先生でカバーをし合っている。もちろんチームワークが必要でしょうけども、しかし一人一人のマンパワーにも限りがあります。病欠の先生も何人かいらっしゃるようなんですけども、やはりその勤務実態についてはきちんと実態調査をして、市教委として把握をする必要があるんじゃないでしょうか。ご見解をお聞かせいただきたいと思います。

学力定着度テストについてです。何度もこれも議論しておりますので、二つ聞きます。一つはこの府の学力テスト、本当に毎年悉皆調査でやらなければいけないものなのか。子どもや学校現場にとってみると、授業数が足りないと言われていの中で、しかも答案が返ってくるのは1か月、2か月先という点でいうと、本人にとってもメリットというのは直接的には余りないような気がするんですね。日々の学習や教育活動の中で十分把握できる中身であって、そういう点で本当に子どもや学校現場にとって役に立つものなのかどうか。

大きな意味で摂津市の教育の傾向を知るのであれば、何年か単位の周年的にやる抽出でも十分可能なのではないかと。現にこの間の学力調査、学習状況調査を見ても、目新しいようなものはほとんどないですよ。大体同じような問題点があり、同じような課題を抱えていて、そのために今、すぐに答えが出ないけども、一つ一つ取り組んでいらっしゃるわけで、毎年毎年やっているところに、これでもか、これでもかという結果を押しつけていくというようなやり方について、果たして私は本当に子どもたちのためになるのかどうかと思いますが、その点お聞かせください。

もう一つは、大阪府の学力テストについて問題点が、これはことしの話ですけ

ども、個人の学校別の数値が公表される、されないということでもいろいろ議論になりました。前回は個票の中に学校別の順位が出ることによって、これが学校間の序列を生むということになりかねないという点では、市教委としても要望を上げ続けていくと。その結果を受けて参加するか、参加しないかというのは最終的に決めていきたいというようなことで、私は委員会の中での答弁は終わっていると思っているんですけども、参加されました。その個票問題についてはどうだったのか、参考に教えてください。

いじめについては、これはもう本当に広く深く継続的に粘り強く議論をしていく必要がある問題だと思います。この間教育委員会の定例会会議にも傍聴させていただいて、前回協議会でも他の委員からもお話がありましたけども、真剣な議論をされていることは承知をしています。

やっぱりいじめの問題というのは、加害者への対応というのも非常に大事ではないかなと思いますし、じゃあこういういじめの子がいるからもう出席停止だという厳罰主義についても、これまたいろいろな問題が出てくるんだと思うんですね。深く広く子どもを見ながら、時間をかけてこの問題を解決していく必要があります。そういう点では、まさに学校の先生たちの能力と、そして体力と、精神的な健康も非常に重要だと思いますので、そういう点も含めて先ほどの実態調査と、それから人員の確保、この間人的な保障もスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとか学級補助員を配置してられているのは評価しますが、さらなる人的な援助をすることを求めておきたいと思います。要望にしておきます。

べふこども園の開設についての準備についてです。二つの施設を一つにやって

いこうとなると、やっぱりいろいろ問題が起きるのは当然のことです。保育所のお母さん、それから幼稚園のお母さん、今までの考え方をお互いに理解をし合っ
て、お互いの立場を尊重しながら進めていくことが必要で、そのためには上からこうあるべきだということで押さえつけることは難しいと思います。そういう点からも、グループ保育、混合クラスを当初予定していたものがちょっと先送りになったということについても、これはその時々
の賢明な判断だったのかなというふうに思うんですけども、現段階で、当初考えていた幼保一元化の方策の中でまだ先送りになっている問題、まだ調整が
ついていない問題というものはあるんでしょうか。その点についてありましたら教えてください。同時に、それをどのようにしていくのか教えていただきたい
と思います。

児童センターについては、改めて要望
にしておきたいと思います。移動児童館
ということの努力というのは非常に大事
なことだと思いますし、同時に、やっ
ぱりそこに拠点があって初めてそこで新
しい発見が生まれ、連携が生まれ、ネッ
トワークが生まれるのではないかなとい
うふうに思いますので、安威川以南でま
ずは第2児童センター、第3、第4と続
けられるためにも第1児童センターの運
営をさらに充実させていただくとともに、
移動児童館であったり、児童センターの
職員が赴いていくようなやり方をさら
に広げて行っていただきたいと思いま
す。要望としておきます。

図書館についてです。目的もメリッ
トも達成できているということでござい
ます。開館時間がふえて、開館日数もふ
えました。

これは単純にお聞きしたいんですが、

開館時間も日数も50日ほどふえてい
るんですが、貸し出しの本の数が、事務
報告書を見ますと、平成22年度と23
年度では、例えば、鳥飼図書センター
では貸し出し冊数が9万6,915冊か
ら9万4,514冊と約2,400冊減
少していますね。それから登録者数に
ついては、鳥飼図書センターは632
人から537人と95人減少してい
ます。逆に市民図書館のほうがふえて
いるということもありますので、一緒
にすればプラスになっているのかも
しれませんが、例えば鳥飼図書セン
ターでこの指定管理者制度、果た
してどうなのか。利用しやすいのか、
しにくいのか。アンケート結果は「よ
くなった」という方が「悪くなった」
という人を大幅に上回っていること
は、私も理解をしているんですけども、
その点の鳥飼図書センターでの特殊
性というものが何かあるのかどうか。
それをお聞かせをいただきたいと思
います。

それから評価についても、第1四半
期、第2四半期と評価結果について出
ています。Cランク、合格点ですが、そ
れぞれ細かく評点を見ますと、何と
かぎりぎり合格というラインではな
いかと。60%以上。60%未満に
なると今度努力が必要ということで
Dになってしまいますね。どちらも
その60%台なんですね。

本来利益を追求するにはそぐわ
ない社会教育の分野で、本来自治
体が直接責任を負わなければいけ
ない分野を指定管理者制度にした
からには、そのサービスの向上とい
うのは当然私は期待しなければ
ならないと思うんですが、今のま
まですと、開館日数がふえた、開
館時間がふえたということだけに
終わってしまっているのではない
かと。結局2,000万円の経費
削減というのは、民間ノウハウ
がどうのこうのというよりも、そ
こで働

いている人の人件費をぐっと下げただけにすぎないんじゃないかというふうに思うんですが、その点はどうなのか。これからまだ指定管理者の契約が続くわけですが、そういう観点からどうお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、スポーツ施設の維持管理についての修繕料はわかりました。テニスコートについても、修繕した後、色が違っているのに継ぎはぎに見えるということなんです、塗装の種類によって滑り方がどうも違う、業者の方から聞きますと、ぐっとつかんだり、すっと滑ったりという点でいうと、利用者の方の声というのをやっぱりきちんと聞いて反映していく必要があるんじゃないかなと思うんですが、その点、テニスコートに限らず、体育館であったり、プールであったり、利用者の方の声をどういうふうに吸い取って施設管理に生かしていくのかという観点が大事だと思うんですが、その点だけお聞かせいただいて2回目を終わります。

○大澤千恵子委員長 馬場教育次長。

○馬場教育次長 機構改革に伴って、人員配置であるとか、中の業務の配置の適正化という内容だったと思ひます。

機構改革に合わせまして、人員配置は当然市長部局のほうと協議してまいった結果として今日あるわけですが、そのときの考え方としましては、先ほど申し上げましたように、福祉の所管は一体的にこちらへ来ていただくので、仕事と職員はそのままお願いしたいというような形で行いました。また、教育委員会の中も2部体制が3部になりましたが、当時理事職もおりましたので、そういう意味では部長級は変えずに同じような内容で再編したと。ただ、いろんなその中で今日まで委託化であるとか再任用であるとか

ありますので、結果としては今おっしゃっていただいた数字だと思いますが、私たちとしては一応人事等適正な人員配置の中で機構改革をやってきたと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、やはり業務につきましては日々変わってきておりますので、そのときそのときの適正な業務量と適正な人員があると思ひますので、そのあたりは、私どももやはり業務量に見合った職員体制等は、これは必要だと思ひております。

それと、教育委員会の中の役割分担でございまして、これは部、課が違ひといひましても、やはり業務が関連しておれば、業務をするに当たっては担当者、係長、課長、部長と協議してまいりますので、そのあたりに縦割りといひますか、垣根がないようにそういった業務は行っていきたいと思ひます。

○大澤千恵子委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 教育総務課に係りますご質問に対してご答弁をさせていただきます。

まず劣化の対策ということでございまして、耐震の工事と共通といひますか、同様に進めていく関係上一緒にお答えさせていただきたいと思ひます。

中期財政見通しの中で、当初耐震の金額が平成27年度までで約37億3,000万円ということで上がっておりましたが、そののちに変更、見直しをさせていただいております。これにつきましては、耐震工事と、その耐震をいたします校舎の部分で劣化の改修が必要であるところを足し込んだ部分で中期財政見直しを見直しをさせていただきました。その結果44億1,800万円という数字が出てまいっております。それ以外、劣化のみの分ということで、既に耐震工事が終わっておるところ、また耐震工事

が不要な部分について算出させていただいたものが約9億8,700万円という数字でございますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

また、今後の計画ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、耐震工事を行う学校につきましては、劣化の外壁、屋上防水等も含めて一緒に工事を進めていきたいというふうに考えております。本年工事は、先ほどご答弁いたしました、第二中学校の体育館につきましても、外壁、また屋根のふきかえ等も行ったところでございます。来年度の工事を予定しておりますところが、現在実設計しておりますけれども、別府小学校の体育館、味生小学校の普通教室棟、それと鳥飼西小学校、千里丘小学校、第二中学校のそれぞれ校舎ということで計画をさせていただいております。

その後の平成27年度までということでございますが、これはまだ予算の裏づけ等がございませんけれども、一定教育委員会として計画をさせていただいておりますのは、続いて摂津小学校、鳥飼小学校、第三中学校、第四中学校、平成27年度につきましては別府小学校と一中、二中ということで、平成27年度までに完了できるように計画をいたしておりますけれども、まだ国の交付金等の関係もございまして、市の財政状況もございまして、できる限り平成27年度は完了したいというふうには思っておりますけれども、劣化の外壁及び防水等につきましても同時に進めていきたいなと思っております。

ただ、劣化の工事につきましては、まだ平成27年度は完了はかなり難しいかなというふうには考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、工事の関係でございます。

大変工事が錯綜するというような大きな工事になってまいりますので、以前からもしておりますとおり、生徒・児童の安全の確保を第一に、事故のないよう、また若干学校にはご協力いただくところも多々あろうかと思っておりますけれども、その辺も含めてまた周辺住民の方々にも説明会もさせていただいて工事を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、小学校給食の選定についてのプロポーザルの基準ということでございますけれども、まず審査項目といたしましては請負の金額、そして学校給食の実績、職員の配置、衛生管理の方法、業務運営方針の五つの項目ということで基準を設けさせていただいて、それをおのおの審査に当たる者が点数制で加点ということとさせていただきます。

その中で一応我々最初に示しております、当然債務負担を取っておりますので、その予算の上限額がございまして。その上限額に対してどれだけの金額を提示しているのか。また学校給食の実績といたしましてはドライ運用、どれだけの経験を積まれているのか。職員配置について今配置しています職員数以上の者がおられるものかどうか。あと衛生管理ということで、当然厚労省が示しております大量調理の衛生管理基準等々ございまして、そういったものが守られているか。あと児童との触れ合い、また学校行事等への参加の理解度、対応度ということで基準を持って選定をさせていただいたところでございます。

それと、保証人の選定の基準ということでございますけれども、プロポーザルで各業者の方に調理業務等の委託仕様書ということでお渡しをさせていただいております。それと同時に、調理業務等委

託業者の選定基準というものもお示しさせていただきます。当然にして摂津市の入札参加資格の審査に申請し登録されている者。資本金が500万円以上であること。従業員数が200人以上であること。厚労省の大量調理マニュアル、また同一メニューを1回300食以上、または1日750食以上提供する調理施設で調理経験が5年以上を有している者ということ。あと学校給食法に規定する学校給食の実施に必要な施設で調理業務の経験を3年以上有して、現に学校給食調理業務の契約を2年以上締結していること。また大阪府内に本店または営業所を有し、集団給食業務を行っていること等々でございます。その中で、一番最後にこの業務の履行が継続できなくなった場合、代行保証人として業務契約を締結して行うことができる同じ選定基準と同じ資格条件を有する業者をあらかじめ契約保証人として定めることということであっておりますので、申請されるときに契約保証人としてどこの業者がなるかということも示していただいているところでございます。

続きまして、アレルギー食のガイドライン等々が国のほうからも出ておることとでございますけれども、アレルギー除去ということで、昨年から栄養士等、また養護教諭も入れましてアレルギー除去食の検討委員会というものを内部で設置をして検討しているところでございます。これはアレルギー除去食を始めてもう10年以上が経過してきておりますけれども、実施の当初は対象者が少数ではございましたけれども、この除去食を必要とする児童が年々増加してきておまして、一定、学校に任せておるところがございました。学校長、また養護教諭、栄養士等が保護者の方と面談をして、除去

食を実施するかしないかということで、学校のほうで決めておるところがございました。しかしながら、近年におきまして、ほんのわずかな食物でも、アレルギーが体内に入りますと生命の危機を伴うアナキラフィシーショックを起こすという可能性のある児童も、数人ではございますがおられます。そのショックを起こした場合の注射の薬も学校で預かってる子が、今2名ほどおられますけれども、そういった児童がかなりふえてきてございます。

そういった中で、一定、各学校の対応がまちまちであるのがございましたので、それを一定、市内の学校を統一できるようにガイドラインを定めようとしているものでございます。

先進市といたしまして、大東市がつくられております。茨木市もつくられておりますけれども、かなり厳しい基準になっておりますけれども、今までしておりました除去食を全てができないということでは、これはサービスの低下というようなものにもつながりますので、一定のガイドラインを定めるに当たりましては、慎重にアレルギー除去する食物の部分を定めまして、サービスの低下につながらないような除去食の、また安全な除去食ができるよう、ガイドラインを作成しておる途中でございます。

あと、給食費の滞納ということでございます。給食費の滞納ということで、先ほど安藤委員からもございましたけれども、生活が困窮しているにも関わらず就学援助の申請をされていないという方々、これにつきましては学校のほうから就学援助という制度があるということでご説明、ご案内をさせていただいて、制度に該当する方につきましては申請をいただき、就学援助を受けていただいて給食費

も支払っていただいているところがございます。

本当に支払えないご家庭、また生活に困っているご家庭はそういった特段の配慮は必要でございますけれども、生活していく上で特に困窮されていない方であっても滞納をされておるというケースも少なからずございます。そういった場合、いろいろ先ほども委員のほうからございました、虐待、ネグレクト等があったの滞納ということもあるかもわかりません。そういった場合、家庭訪問等をして、その家庭の実態を把握するなど、また、教育委員会も学校と一緒にってそういった家庭をできるだけ早くに発見できるような方法を、また考えていきたいと考えております。

続きまして、中学校給食の今後ということ、今までの検討会と今後の検討会の違いということでございますけれども、これにつきましては、前年に設置しましたものにつきましては、小学校の給食会を中心にメンバーを選出しております。ただし、中学校給食ということでございましたので、中学校の校長先生と中学校の教諭の方をメンバーの中に入れて検討していたものでございます。

委員ご質問の中でございましたように、一定、決まった給食の方法というものは決めがたいものがあるということでお答えをご意見として頂戴をしたところでございます。今後は、さきの一般質問でもご答弁させていただいておりますけれども、これまでの教育委員会の検討内容を踏まえて出されました給食の方法などについてご意見をいただければと考えております。

また、現場の視察等につきましては、日程の関係上も学識経験者の方も入って

いただきますから、日程がなかなか調整がつかいません。それで、我々職員がこれまでに3市、4市ほど給食を実施されておるところも視察してまいりましたので、その点の報告もさせていただいて、今後の中学校給食検討会のほうに返していきたいと考えております。

○大澤千恵子委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 子育て支援課に係るご質問にご答弁申し上げます。

まず、就学援助の支給の時期の他市の状況ということでございましたけれども、北摂の各市の状況については私どものほうで把握しております。まず、4月に支給するところが安藤委員ご指摘のとおり1市でございます。それから、7月に支給というのが2市、8月というのが1市、9月が本市を含めて2市、10月が1市という状況でございます。

今後でございますけれども、1回目の答弁で申しましたとおり、事務的に早めるということができないのかというのを今後、研究・検討してまいりたいと思っております。

それと、保育所の待機児童の問題でございますけれども、保育需要にどのように応えていくのかということですが、本市では、これまでも保育ニーズに対応するため、保育所整備に努めてまいったところでございます。この10年間ほどで約300人ほどの定員を増やしております。北摂の中でも就学前の人口に占める保育所利用人員というのは飛び抜けて高い。他市の場合は20%台の前半から中盤ですが、本市の場合は30%台を占めておりますので、民間の保育所の整備に対して市の単独補助をしてきていた、その成果だとは思っております。

委員ご指摘のとおりB街区の分譲によっ

て大幅に保育需要が伸びると思われま
るので、さきの一般質問でもご答弁申
上げましたとおり、一定規模の保育所
の整備が必要であるとは考えておりま
す。今後はその方向で庁内で調整を
していくということで考えております。

それと3点目、交通専従員のことに
ついてでございますけれども、危険箇
所と、それから交通専従員の配置が
どうかというお話でしたが、今回54
か所上がってきた危険箇所という中
には、道幅が狭い、あるいは歩道が
ないといったこと。あるいは、交差
点が危険であるといったことがたく
さん上がってきておりました。この
解決をするために一つ、人的な見守
りをしていくというのは効果的な方
法ではあると思いますが、それを全
て行政の責任で実施するというのは
無理があると考えております。

交通専従員を一人配置するに当た
っては年間約60万円ほどの経費が
かかります。それを数十か所という
のは現実的には難しい問題でござ
います。地域との連携ということで
ございましたけれども、やはりPTA
であるとか地域の自治会である
とか、自主的に見守りをいただ
けるところと連携しながら、今後、
重層的な見守りをしていければと
考えております。

それと、交通専従員の安全教育とい
うことでのお問い合わせですが、交
通専従員につきましては、シルバー
人材センターに委託しております
けれども、その中で交通専従員班
を設置していただいております。シ
ルバー人材センターのほうで必要
に応じて講習をしておるところで
ございます。また、年1回総会を
しておりますけれども、その際には
教育委員会事務局の職員が出向
きまして、安全に関する要望も
しております。また、小学校3

年生が実施しております交通安全
教室にも自主的に参加をしていただ
いている状況でございます。

○大澤千恵子委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 耐震関連の件で
答弁が漏れておりましたので、申
しわけございません。

大規模改修ですね、耐震工事と大
規模改修、中にはトイレ改修とい
うことで、今まで同時にしてい
くんだということで、どうかとい
うことでございます。委員おっ
しゃるとおり、今まで耐震工事
とトイレ改修と同時に施工してい
きたいというふうに申し上げて
まいりましたが、昨年のモルタル
の落下を受けまして、やはり子
どもの安全を第一に考えるとい
うことであれば、劣化してあり
ます外壁等の改修が優先される
ということで、トイレの改修を
取りやめ、外壁改修のほうを優
先させていただいたということで
ございますので、全ての工事が
終わった後、学習環境の向上と
いうことで検討したいと思っ
ておりますので、よろしくご理
解をお願いいたします。

○大澤千恵子委員長 野本課長代理。

○野本教育政策課長代理 教員
の多忙化に関わります2回目
のご質問にお答え申し上げます。

教員の不足、講師の不足につ
きましては、教職員人事にお
けます最重要課題の一つとして
捉えております。本市だけでなく、
府内の都市教育長協議会及び
都市教職員人事主担課長会にお
きまして、府内各市団結して
学級定数の引き下げ学年の
拡大、また、生徒指導等加
配定数の増加、さらに管理職
を含めた教員の待遇改善につ
いて、国や府に強く要望を
しているところです。

勤務実態につきましては、各
校において教員一人一人に貸
与しておりますパソ

コンを活用し、自己申告制の形で実績簿の作成を行い、校長が心身の健康のためのきめ細かい教員の実態把握を行っております。また、必要に応じまして市教委へ報告することとしております。

今後さらにきめ細かい把握ができるように、工夫改善に努めてまいりたいと考えております。

○大澤千恵子委員長 若狭課長。

○若狭教育政策課長 学力調査に関わりますご質問にご回答申し上げます。

大阪府の学力・学習状況調査の、まず実施方法についてでございます。毎年参加しないといけないものか、悉皆調査でなければならないのか、抽出で十分ではないのかといった点でございますが、大阪府の学力・学習状況調査の目的は3点ございまして、簡単に申しますと、1点目が市教委等の実施します教育施策、及び教育の成果と課題を把握するという点でございます。私どもが実態を把握して改善を図ること。2点目が、各学校が学習状況の実態を把握する。それに応じて改善を図るということでございます。3点目が、子どもたち一人一人がみずからの学習状況を正しく把握して目標を立てるということでございます。

この2点目、学校が把握する。3点目、子どもたちがみずからの力を把握するという点で、公平に全児童生徒、同じ学年の児童生徒が、その目的を達成するためには、やはり悉皆調査でなければならないと考えます。

また、1点目の教育委員会が市全体の傾向を把握する。確かにこれは抽出調査でも傾向を把握することはできるかもしれませんが、ところが、1回目のご質問でお答えしました全国の学力・学習状況調査が、今回抽出で行われました。本市の規模でいいますと大体3割程度。これで

計算しますと小学校3校ぐらいかな、中学校は1校ないし2校かなということになります。果たしてこの結果が市全体の傾向であると言っているのかということでは非常に考えました。やはり私どもの規模で、小学校10校、中学校5校で申しますと、抽出調査で市全体の傾向はつかめないのではないかと。そういう意味でも悉皆調査に参加するのが望ましいと現時点では考えております。

また、それぞれの学校の課題、あるいは市全体の学習状況の課題、これを考えますと、まだまだ乗り越えなくてはならない、克服しなくてはならない課題がいろいろございます。そういう意味では1年1年の積み重ね、分析から始まった1年1年の積み重ねがどう生きているか、まだまだ遅々として進んでいない部分もございまして、今のところ、やはり毎年この調査には参加する必要があると考えております。

ご質問の2点目、今年度行われました大阪府の学力・学習状況調査、子どもたちへ返却する個票ですね、これに学校別の平均正答率、いわゆる平均点が同時に記載されたこと。いわゆる個票問題ですが、これについてご説明いたします。

当初の実施要領には、学校別の平均点の記載は記載されておりましたので、途中でこの実施要領が変わったわけでございます。平成24年2月の頭だったと思いますが、教育長協議会並びに指導主管課長会で、個票に学校別の平均点を記載するような要領案が示されました。要領が変わりましたので各市に、参加意向を改めて府教委から問い合わせがございました。

前回の文教常任委員会でも答弁いたしましたとおり、教育長協議会でありまして、指導主管課長会で、その個票の改善につ

いては申し入れをしてきたところがございます。その間、当初予定でございました市の平均点、あるいは大阪府全体の平均点、これは個票に記載しないで、本人の点数と学校だけの点数を記載するというふうに一定改定はされました。

学校の平均点がひとり歩きをして、一覧表となって第三者の手に渡らないか。実施要領で望んでいない、そうした公表が行われないか。そうした危惧がございましたので、いろんな取り扱い注意、これをもって行おうということの上、改めて悉皆調査の意義を見出しながら参加確認をいたしました。

3月の終わりの教育委員会で改めて参加についても論じていただきました。私どもの示す原案に従いまして、一定、個票については取り扱い注意を促す必要があるが、悉皆調査であること等の目的に沿って参加するということが決まりました。

返却に合わせまして、個票を改めて確認いたしましたけれど、府教委のほうでこれは当該の児童生徒及び保護者に対して在籍の学校の資料をお渡しするものであって、第三者への提供は行わないように一文も入りましたし、校長名で15校とも、「この取り扱いについては注意願いたい」と保護者向けの文書も用意いたし、配付したところがございます。

現時点では、この個票に記載されました学校ごとの平均点、これのひとり歩きによります苦情等、あるいは学校からの情報提供、こうしたものは受けておりません。

○大澤千恵子委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 こども教育課に係りますべふこども園の混合クラス、また、現時点での課題についてでございます。

保育所、幼稚園を一体的に運営しておりますべふこども園では、4歳児、5歳児ともに混合クラスが望ましいと考えております。しかし、平成24年度はべふこども園1年目ということもあり、4歳児、5歳児とも従来どおりの別々のクラスとしております。

現在、こども園では保育所、幼稚園の保護者の方、また職員、事務局で構成いたします「べふこども園つながり会議」というのを月1回をめぐりに開催をしており、その中ではさまざまな意見交換をしております。その中で、混合クラスについても協議し、議論しました。また、現場で働きます、実際に4歳児、5歳児の保育に当たっている職員、園長、所長も含めて混合クラスについても話をいたしました。その中で、この24年度、まだ1年間終わってない時点で、25年度当初からの混合クラスについては見送り、25年度は従来どおり別々のクラスとすることといたしました。

ただ、平成26年度からは先ほど言いましたべふこども園というメリットを生かす中で、4歳児については、幼稚園の子どもが4歳児で初めて集団生活に入られる。また、保育所、幼稚園ともに在園時間も違います。それぞれの保育所、幼稚園というところを大事にしながら、グループ保育などで交流を深めていきたいと思っておりますので、当面の間、別々のクラスで、4歳児については行こうと考えております。ただ、5歳児につきましては、別府地域の子どもたちがクラスの壁を越えて、さらに仲よくなって小学校に行っていただきたいことから、4歳児のグループ保育等も踏まえて、混合クラスとしてまいりたいと考えております。

26年度からの5歳児の混合クラスの実施につきましては、べふこども園のつ

ながら会議に加えまして、事務局、また現場の職員で構成いたします混合クラス検討会議というのを立ち上げました。この会議の中で、子どもたち、保護者にとって、べふこども園になってよかった、混合クラスとなってよかったと思ってもらえるようなクラス運営となるように取り組んでまいりたいと考えております。

現時点での課題でございますけれども、本年7月にべふこども園の全ての保護者の方を対象としたアンケート調査を実施いたしました。その中では、べふこども園の保育所、幼稚園のお母さん方が感じられている課題、例えば制服や体操服、通園かばんといった持ち物のことであったり、卒園アルバム、また運動会といった行事の持ち方、また、細かい持ち物に対する購入の負担、そういったところでいろいろ意見が違う部分もありました。こういった部分についても、先ほど申しました月1回のつながり会議の中で、一つずつ丁寧に説明をするなり議論する中で、最終的にどうしていったらいいのかといったことを決めていっております。

また、べふこども園では、保育所、幼稚園の区別なく、各年齢の年間計画や月間指導計画、週間カリキュラムを作成して、子どもたちがいる時間帯は違いますが、べふこども園の子どもたちに同じ保育教育課程を提供するようにしておりますので、今後もべふこども園の一体運営のメリットを生かした園となるように取り組んでまいりたいと考えております。

○大澤千恵子委員長 柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 それでは、図書館に関します2回目のご質問に関しましてご答弁させていただきます。

まず、鳥飼図書館センターの平成23年度の貸し出し冊数が減っているという件

でございますけれども、過去6年間の貸し出し冊数を分析させていただきましたところ、蔵書に関しましては、ほぼ一定であります。貸し出し冊数が数千冊単位で増減している傾向があります。ある年は5,000冊ぐらい減っていたり、翌年には3,000冊ふえていたりという傾向がありまして、実は、市民図書館と鳥飼図書館センターの貸し出し冊数の増減が連動している傾向がございます。

私が分析しますところ、恐らくですが、例えばベストセラー本などが出たときには、その年には貸し出し冊数がふえて、そうでないときには減るというようなことで、数千冊単位で増減があるのかなというふうに考えております。何かがあって減ったということではなくて、世間の流行とか、そういうもので増減しているのかなというふうに考えております。

平成23年度、市民図書館が貸し出し冊数がふえております件でございますが、これに関しましては、平成22年12月にインターネット予約が開始しております。その本格稼働が23年度に本格稼働しております。そこでの貸し出し冊数の増加が市民図書館に加算されているものと思われま。

あと、年度別の貸し出し人数でございますけれども、鳥飼図書館センターは平成23年度は373人の微増で、市民図書館に関しましては7,200人増となっております。こちらに関しまして、先ほどのインターネット予約の登録者が市民図書館のほうに登録されている関係上、大幅増というふうになっていると思われま。

鳥飼図書館センターの特殊性ということでございますが、大きな違いといたしましては、やはり蔵書数の違いかなというふうに思っております。市民図書館は蔵

書数13万5,000冊、鳥飼図書センターは6万9,000冊となっております。市民図書館のほうは主に専門書のほうが多くございます。鳥飼図書センターは、やはり蔵書の上限がありますことから、どうしても最新本がメインとなっているかと思えます。そのため、市民図書館の利用者に関しましては、いわゆる調べ物でありますとか勉強のために訪れる方が多く、また、鳥飼図書センターにおきましては、地域の住民の皆様の読書の間としてのご利用をされる傾向が多いのかなというふうに思っております。

続きまして、モニタリング評価の件でございますが、ぎりぎりC判定ということで、この評価結果に関しましては、我々、指定管理者ともども、真摯に受けとめております。

しかしながら、指定管理者移行1年目ということございまして、とにかくトラブルのないよう、利用者に迷惑のかからないよう、継続的なサービスを目指しており、バックヤード等の見えない部分での改善が主でございまして、すぐにその判定につながるような改善というのは、1年目に関しては少し見えない部分があったのかなと考えております。

しかしながら、やはり指定管理者の性質を生かしまして、特に人事異動等がございまして、他市の図書館に勤務しておられる方が摂津市の図書館に異動で来られたり、また、摂津市の図書館で経験を積まれた方が他市に行かれるというような人事異動がございまして、これは広域的なノウハウの共有につながるものと考えております。これは自治体直営では難しいことでございます。指定管理のノウハウを生かすという意味で、他市の先進的な事例、もしくは他市のノウハウなどを生かせるような図書館運営が、今後で

きるものと考えております。

来年以降は、よりよいモニタリング評価結果を得られますよう、また、市民の方のアンケート結果につきましても、よりよい結果が得られますよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大澤千恵子委員長 布川次長。

○布川生涯学習部次長 それでは、体育施設に関します利用者の声を生かす方策というご質問でございます。

体育施設も指定管理をいたしております。指定管理者も適切に施設管理をいただいているものと考えております。

また、文化スポーツ課も2か月に1度のペースで施設を巡回しており、状況の把握に努めております。

また、施設ごとに管理人や指導員がおられます。また、貸し出し窓口においても利用者からたくさんの要望をいただいております。中には早期に対応できるもの、できないものがございますが、早期に対応できるものは即、対応させていただき、また、財政的な問題が生ずる場合もございます。そういう場合も含めまして、まず安全性を第一に計画的に改善を進めてまいります。

利用者の声に関しまして、できるだけコミュニケーションをとりながら、また、継続的な利用の方が多うございますので、そういう方のお声を常に聞けるような体制をとっていきたいと考えております。

○大澤千恵子委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 機構改革についてです。

大きな組織の再編、改編でありましたし、業務の内容も多岐にわたっている中でございます。人数もやっぱり業務がふえて、特に子どもに関わる問題、教育に関わる問題というのは、効率一辺倒では

かれるものでないというのは、お互いの共通認識だと思います。そういう点では、この機構改革が本当に生きたものになるように努力をしていただきたいと思いますし、同じ部署になったことによって、逆にブレーキのかかる、物が言いにくいことがないようにしていただきたいと思います。要望しておきたいと思いますし、今後もまた注目していききたいと思います。

教育施設劣化対策、耐震補強についてですが、1点だけ聞きます。劣化対策については、やはり長年この施設管理において、日常の維持、チェック等が教育委員会だけでなく、全庁的にやっぱりおろそかになっていたという反省点が、今回の23年度の相次ぐ落下事故につながったと思います。本当にけが人がなくてよかったですし、これをこれからにぜひ生かしていくということが大事ですし、そのためにチェックシートがつくられ、建築課の説明会が開かれて、80人ぐらいですか、集まってやっておられる。それが日常の学校や公共施設の中で施設管理者がどのように生かしていくことができるのかというのが、これから問われていくのかなと。

ましてやDランクにしてもCランクにしても危険だと言われている劣化建物について、平成27年ではなかなかやっぱり難しいなというような状況でありますから、この維持点検、それから危険箇所の安全チェックというのは大事なことだと思います。そういう点では、その点のチェックシートのあり方について、まだ1年たってませんが、この間の集約等ございましたら教えていただきたいと思います。

以上1点です。

給食につきましては、アレルギーの問題でも学校任せにしないで、教育委員会

で統一のガイドラインをつくられていくということでもあります。課長がおっしゃられたように、統一のガイドラインをつくることによって大きく後退をしてしまうというようなことになっては、これまで培ってきた摂津の学校給食にとっては非常に不幸なことだと思いますし、そもそも学校給食の性格からして、アレルギーを持った人にもきちんと対応できるように努力するというのが本来の趣旨だと思いますので、ガイドラインの作成の中では、今以上にきめ細やかな安全な給食に向けた努力をしていただきたいと思います。

それから、中学校給食の検討会につきましても、いろいろ意見の違いや立場の違いもあるかと思いますが、少なくともアンケートをやり、そしてそれを受けて検討会議をやっていくわけです。今まで最初から関わっていた人、今回から関わる人もいらっしゃるでしょうし、学識経験者の専門的な知見も述べられることだと思いますし、それを期待して傍聴に来られる方もいらっしゃると思います。参加される方や傍聴に行く市民が、合意と納得の上でのきちんとした議論を図られるように、事務局としてはそういう運営をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

保育所につきましては、なかなか一朝一夕で解決できるような問題ではございませんが、計画的な実施、保育需要に応える施策を進めていただきたいと思います。とりわけ、やっぱり公的保育という責任は摂津市にあるわけですので、主体的な計画を立てていただきたいと思います。公立保育所の正雀保育所の建て替えも含めて、検討も進めていただきたいと思います。要望します。

通学路につきましては、お話しただいて、もちろん54か所全てに専従員を置くということは、それはできませんし、それが決していいことではないというふうに私も思っています。やっぱり地域の方々、保護者、そして子どもがみずから、どこが危険なのかというのを把握をしていきながら、意識を持って取り組んでいくことが大事だと思いますし、同時に3者合同での安全点検をやりました。これは一般質問でも要望で申し上げましたけれども、警察や道路交通課などとも一体となって進めるべきものです。

道路の拡幅が無理な場合でも、例えば交通規制があるのに守られてないような道路であれば、教育委員会が主体的に、警察に対して取り締まりを強化するように求めるということは非常に大事なことでと思います。改めてご答弁は結構です。2度目の要望です。一般質問でも要望しましたので、改めて強調しておきたいと思えます。

教員不足等についてです。実態調査については、なかなか摂津市として実態調査する云々というお話はなかなかご答弁をいただけないようなんですけども、やっぱり今の現状の下で、それぞれの現場任せになっていけば、やっぱり目の前の子どもの対応、それから授業の準備、学校の業務、報告事項にとられてしまって、どこかで線を引いて実態を調査するというのを、きちんと組織を挙げてやらないと、正確な把握というのは、私は難しいんじゃないかなと、私自身の経験からもそう思うんですね。大変な業務を担っておられるからこそ、きちんと教育委員会としたら労務管理、それからそれぞれの教職員の健康管理をしていく上でも、勤務実態調査というのを市としてやるべきだというように思います。その点、もう

一度ご答弁をお願いします。

学力テストについては、これも何度も議論をしております。府の学力テストの目的を三つおっしゃいましたけれども、府の学力テストがその目的に本当に合っているのか、授業時数の問題や学校行事との関係や、子どもたちや学校現場での負担ということをしてんびんにかけたときに、本当に必要なのかというのは、甚だ私は疑問だと思っています。これは私の意見として申し上げておきたいと思えます。

こども園につきましては、引き続き上からの決めつけでの議論ではなくて、つながり会議等で一つ一つを順番に粘り強く検討して、よりよい保育ができるように頑張っていたきたいと要望しておきたいと思えます。

図書館でございます。貸し出し冊数が減っている点というのは理解しました。インターネットの貸し出しが市民図書館のほうに加算されているということだと思えます。

指定管理者制度そのものは、もう言うまでもなく業務の改善をしていく。サービスを後退させることなく業務の改善をするというのが一番の目的で、総務省の通知にもありました。摂津市全庁を挙げて、指定管理者のあり方検討会も開かれていた中で、私、議事録を見ていますと、図書館を請け負っていた、委託を受けていた施設管理公社の方が、サービス面では負けているつもりはないというような発言をされているのが議事録に載っていました。本来、先ほども申し上げましたように、社会教育の分野というのは、市が直接的に責任を持つべき分野であって、今おっしゃいましたように、他市の図書館の経験を持っている方が異動することによってノウハウを全体のものにする

いうふうなメリットをおっしゃいましたが、これは指定管理者じゃなくても直営でもそういったことは十分可能だったのではないかなというふうに思いますし、図書館の指定管理者だけでなく、体育施設の指定管理者のあり方についても、外郭団体との関係についても、一定の方向性が先日報告されましたけども、本来、市としてやるべき責任を持つべきものを直営でやれるようにしていくことも、やっぱり頭に入れてやっていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

○大澤千恵子委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 劣化に伴い、ことしの2月に建築課が主体となりまして施設の日常点検ということでの研修会をしていただきました。学校管理職、校長先生、教頭先生の方々、それと学校の校務員も参加できるところは参加させていただいて、どういったところを目視でチェックしていくのかということも研修させていただいて、学校のほうにも通知を出していただいて、そのチェックシート等に基づきまして、日常の点検をするよう指示をさせていただいたところでございます。

その後、この夏の大雨等がございました。雨漏り等の報告も何か所か報告を受けております。雨漏りがするということは、それだけの亀裂が入っておって雨が漏ってきているということで、我々としたしましても、できる限り早いうちに雨漏りの修繕等も進めてきているわけでございますけれども、どうしても、今も設計もしておるところの学校もございます。そういった中で、少し長い期間を要しておるところもございますけれども、できるだけ学校のほうの日常の点検でいただいたものにつきましては、危険と思われ

る箇所については建築課とも協議をしながら危険のないよう、子どもにけがのないよう進めてまいりたいと考えております。

あと、どうしても我々、学校の職員も建築的には素人的なことがございます。3年に1度は法定点検ということで、特殊建築物の定期検査を行っております。その中では一定、コンクリートの剥離部分とか鉄筋の露出といった部分が報告書で上がってまいります。その点につきましては、その都度、小規模ではございませうけれども修理をしまいたところでございませうけれども、今後、耐震とあわせてということとございませうけれども、そういった危険な箇所については直ちに修理のほうを進めてまいりたいと考えております。

チェックシートの活用ということで、今後もまた重ねて学校のほうにも通知をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○大澤千恵子委員長 前馬次長。

○前馬次世代育成部次長 教員の勤務実態調査に関わってのご質問にご答弁申し上げます。

勤務につきまして、この線引きというのが非常に難しい現実がございます。どこまでが果たして勤務時間なのか、持ち帰り仕事は勤務なのかどうなのか、その他、研修等も含めて線引きが難しい現状がございます。そういった中で、いわゆる勤務実態調査を行うことは非常に困難でございます。ただ、在校時間がどの程度であるか、勤務時間とは申してはおりますが、その調査に、現在、各校で入っているところでございます。

とはいえ、教員が心身ともに健康に安心して勤務できることは非常に重要なことでございます。そのような趣旨での

質問だと捉えておりますので、教員がより健康に安心して勤務できるために、どのような方策が講じられるのか、今後とも検討してまいりたいと考えております。

○大澤千恵子委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 就学援助のことが漏れておりました。

第1回目の支給日のことで、他市のことも今、報告いただきました。いろいろ検討もしていきたいということでございますので、これは要望ですが、やる方向で、できる方向できちんと実施しているところを研究して、具体的に検討していただきたいと要望しておきたいと思えます。

それと、今の勤務実態調査の趣旨は、前馬次長がおっしゃる意味で質問しておりますけれども、2007年に文科省が調査をやっておられるわけですから、摂津市でもできないこともないと思えますので、今後の課題として一回考えていただきたいと要望しておきたいと思えます。

終わります。

○大澤千恵子委員長 安藤委員の質問が終わりました。

川端委員。

○川端福江委員 それでは、何点か質問させていただきますが、安藤委員と少し重複するところがありますけれども、ご了承いただきたいと思えます。

まず、私は決算概要で質問しますので、よろしくお願ひします。決算概要の140ページ、安全対策事業でありますけれども、1,560万1,000円という予算現額に対し1,438万9,008円が決算額として計上されております。ここの備考のところにも書かれてありますが、各小学校、幼稚園に受付員を配置と。ここは皆さんにご協力をいただいていることでもありますけれども、本当にこ

れが問題なくスムーズに現在行われているのか。ご高齢、また移転等でおやめになった方を聞いておりますので、心配をしております。

2点目が、新入学児童等への防犯ブザー貸与でありますけれども、これは小学校6年生の時に返却しないといけないと思うんですけれども、これをされてないように思うんですけど、その点について、教えていただきたいと思えます。

次、同じく140ページの子育て支援課の小中学校通学区事業でございます。これは通学路の危険箇所ということで、私も一般質問でさせていただきましたが、もう一点、質問するのを忘れておまして、一番大事なことであります。それはこの通学路の安全点検は、もう継続的に当然ですけど行わなければならないものなんです。今後、一過性のものではないということ、今、国のほうからもそういうお達しがあり、また11月、12月に危険箇所の点検等の報告をするという、私も一般質問でさせていただきましたけど、本当にそれだけで終わってはいけないと。今後どういう形で継続をしていくお考えなのかということをお伺ひしたいと思えます。

3点目は、142ページの教育推進課の施設維持管理事業であります。金額は320万7,772円という数字が計上されております。これは教育センターの維持管理の経費であると書かれております。この教育センターについては、教育研究所の機能を強化して、きめ細やかな相談体制の強化や、摂津市の教育環境の向上と、子どもたちの学力向上につながるよう、組織の強化や施策の充実を図るというふうに理解しておりますが、そういったことは当然求められてると思うんです。この1年間で役割を果たされたの

かどうかということをお聞きしたいと思
います。

4番目が、この同じく142ページの
児童相談課の教育相談事業であります。
これは不登校等の教育相談や心理治療に
要する経費と書かれて、1,737万7,
906円が計上されておりますけど、こ
れは平成23年度の主要事業にも載って
おりましたが、この適応指導教室パルに
おいて、不登校児童生徒を直接指導して
いくということで、大阪府の職員2名と
いうふうに書かれておりましたが、これ
は小中学校でこういった方が何人おられ
るのかということをお聞きをしたいと思
います。

5番目が、144ページの教育政策課
の国際理解教育推進事業です。883万
5,582円が計上されておりますけど、
これは小中学校英語指導助手派遣とい
うことでありますが、備考にも書かれてあ
りますように、国際理解教育に関する社
会人講師等の経費とありますけれども、
何人でどのような形で実施をされたのか
教えていただきたいと思います。

6番目が同じく144ページの使える
英語プロジェクト事業で、これは新規事
業となっておりますけれども、国際理解
教育推進事業と使える英語プロジェクト
事業との関連が1点、もう一点は、英語
教育の支援員を追加配置をして、教員の
英語指導力向上の研修、教材開発を行い、
小中学生の英語力の向上を図るとありま
すが、モデル中学校校区にネイティブ派
遣ということで、備考のところにあるわ
けですけれども、これは第一中学校だと
聞いておりますけれども、この1年間の
成果ということについて、その2点をお
聞かせいただきたいと思います。

次も同じく、144ページの学校読書
活動推進サポーター配置事業であります。

これは、小中学校に読書サポーター派遣
とありますけれども、事務報告では16
名となっております。この1年間の成果
はどうだったのかということをお聞き
いただきたいと思います。

8点目が、146ページの学校教育相
談員配置事業、新規事業でありますけ
れども、これは退職された教職員の方が
初任者等の教職員の育成にあたるとい
うものでありますけれども、この事業は
スムーズに行われているのか、人数等、
内容を詳細に教えていただきたいと思
います。

次に9点目、146ページのスクール
ソーシャルワーカー等活用事業でありま
すけれども、事務報告に各中学校の派遣
回数に記載されておりました。年間から
割り出しますと、月二、三回なんですね。
この状況で、いじめ、不登校の解決が
できているのか、できるのか心配なん
ですけども、事務報告では教育相談の
回数が、不登校は507回、いじめは4
回でした。この数字をどのように分析
されているのか、先ほどもいじめ・不
登校対策委員会を設置しているとい
うことをお聞きしましたが、改めて答
弁を求めたいと思います。

10番目が、156ページの幼稚園管
理運営事業であります。これは先ほども
答弁がありましたが、あえてお聞き
したいと思いますが、せつつ幼稚園に
続いて、とりかい幼稚園においても、
通常の保育時間終了時から午後4時
までの預かり保育を実施をされていま
すが、反響はどうかということをお
聞きさせていただきます。

11番が、160ページの子育て支援
課の学童保育事業です。これも重複し
て申しわけありません。入室児童等
が限りますが、この1年間で保護者の
皆さんの要望にこたえられたのかとい
うこと

をお聞きしたいんです。

先ほども待機児童が自然解消になった経緯がありましたけれども、解消しなければ保護者はまたお困りの状態になるわけですし、待機児童がいる状態になってしまいますので、たまたまそれはうまく解消されたわけですが、自然解消と言うべきなんでしょうけど、その点について、風の便りにふらふらと行ったんではだめだと思しますので、きちっとした手だてが必要だと思しますので、その点についてお聞かせいただきたいと思します。

12番目が、144ページの学力定着度調査事業であります。これはまた観点を変えてお聞きしたいと思しますが、先ほども本当に毎年参加する必要があるという熱いメッセージが、ご答弁がありました。この調査結果の概要が出されています。これも私、見ておりますが、これはこれで調査が無駄にならないように、ぜひ活用していただきたい。これは近々のことですけども、11月9日に大阪府が土曜授業を導入するというのを発表しました。これは学力低下のためとしています。ゆとり教育の見直しで来年度から10年ぶりの復活だということで、新聞に載った分でありますけれども、この決算にはふさわしくないでしょうけれども、この調査結果を踏まえて、本市としての思いを少しお聞かせいただけたらと思します。

13番目は、160ページ、青少年ゆめ・感動体験事業、新規事業であります。金額は361万1,787円の計上がなされておりますが、子どもが感動できるイベントの実施とありますけれども、平成23年度はどうだったのかということをお聞かせいただきたいと思します。

14番目が、142ページの教育推進

課の研修事業であります。これはどのような研修をされているのか、防災についての研修はされたのかということをお聞きをしたいと思います。

以上、14点を質問させていただきたいと思しますので、よろしくお願します。

○大澤千恵子委員長 暫時休憩します。

(午後2時48分 休憩)

(午後3時21分 再開)

○大澤千恵子委員長 再開します。

岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、川端委員のご質問に答弁させていただきます。

まず、安全対策事業での小学校、幼稚園での受付員の関係でございますけれども、現在、小学校、幼稚園で受付員として活動していただいておりますのが、個人ボランティアの方が26名、団体として登録させていただいている団体が4団体でございます。その4団体が自治会の方、それと有志による方々が2団体、それと、シルバー人材センターということもボランティアとして活動していただいております。合計で91人で、今、受付のほうを実施していただいているところでございます。

委員ご指摘のように、転居をされたり高齢化によって、受付の業務はぼちぼち遠慮させていただくという方が近年、ここ2、3年ふえておまして、そのあとですね、我々といたしましても、協働という摂津市総合計画があります。協働という意味からも、市民の方々のご参加を願いたく、受付員の方々にもお願をして募集をしているところでございますけれども、なかなか募集に応じていただけないというのが現実でございます。

そこで、今後、また、受付員の研修等も実施させていただく中で、受付員のやっ

てよかったところ等をどんどんアピールさせていただいて、積極的に市民参加していただくように努力していきたいと考えております。

続きまして、防犯ブザーの件でございます。

この防犯ブザーにつきましては、平成16年度より貸与するということが、させていただいております。当初は、小学校でお渡しし、小学校を卒業されるときには小学校へお返しするということが運用を開始し、中学校でお渡しして、中学校を卒業するときにお返しいただくということが運用を始めたわけですが、1年経過した後に、やはり紛失やきず等がどうしてもあってまいります。そういった消耗品的な部分があったので、次年度に要領を改定させていただきまして、小学生を通して在学期間中1回限りに貸与するということが、変えさせていただきました。したがって、今、新しく小学校1年生に入られますときに貸与ということで、それを中学3年生まで持つていただくということがあります。ただし、やはり消耗品的な部分があるので、1年を経過した防犯ブザーについては貸与者に無償譲渡するということが、要領のほうで書かせていただいております。

この防犯ブザーにつきましては、管理等につきましては、保護者の方々に電池の交換等をお願いをしているところでございます。あと、防犯ブザーの鳴動の確認もそうでございますけれども、学校で行われております防犯対策の訓練の日とかでは、この防犯ブザーの鳴動等の確認をしていただいているというところでございます。

○大澤千恵子委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、子育

て支援課に係るご質問にご答弁申し上げます。

まず、一点目、通学路の安全対策の件でございますけれども、川端委員ご質問の合同点検につきましては、国からの通知に基づき、教育委員会、道路管理者、そして警察署などが連携して実施を行ったものでございます。

本市では、8月に実施し、第2回目の大阪府教育委員会への報告期限である11月末日に向けて、取りまとめをしている段階でございます。

合同点検のあと、10月に学校を訪問して意見交換を行いました。その際に、報告をしていなかったけれども、ここの危険ですとのご指摘をいただいた場所もございました。

教育委員会としては、54か所が全てではないという認識をしておりますし、また、今後、すぐに対応が困難な箇所もございますけれども、各関係機関が情報を共有した上で、問題意識を持つことが必要であると考えております。したがって、今年度のみで終わらせることなく、継続した取り組みとなるように努めてまいります。

それと、学童保育の保護者の要望に、どのように応えていくのかというご質問でございますけれども、本市の低学年1年生から3年生の児童数というのは、ここ数年で見ますと、平成20年度をピークに減少傾向にあります。ただ、学童保育室の入室率は逆に増加をしております。結果的に入室を希望される児童の数というのは、毎年大きな変動がなく推移しております。

教育委員会といたしましては、この入室児童数を各学校ごとに推計するというのは、非常に年度ごとにばらつきがあって難しいのでございますけれども、平成

23年度には摂津学童保育室を整備をさせていただきました。また、平成24年度は学校の協力を得まして、鳥飼小学校において作業室の一部を学童保育室として整備をさせていただきました。

また、味舌学童保育室と千里丘学童保育室につきましては、今年度に設計を行い、来年度に整備を行う予定をしているところでございます。

児童が安心して過ごすことのできる場の提供に、今後も努めてまいります。

○大澤千恵子委員長 前馬次長。

○前馬次世代育成部次長 教育センターがこの1年間果たしてきた役割についての問いに、まずご答弁申し上げます。

教育センターには、ご承知のとおり、二つの課がございまして、教育推進課では、主に初任者研修、あるいは10年経験者研修などの人材育成、また、体育、保健の領域の指導、読書活動の推進にあっております。

児童相談課では、連携支援係そして家庭児童相談室の二つから構成され、その中で子どもに関しての多岐にわたる相談にあたっております。

教育推進課では、初任者研修におきまして、学校教育相談員を配置しまして初任者の育成に大きな成果をあげているところでございます。人材育成に当たって、教育推進課に相談すれば何かヒントを得ることができる。学校にとってはそんな存在になっていると思っております。

また、児童相談課では、先ほどの答弁にもございましたように、相談件数が大変多くなっておりまして、虐待の問題、不登校の問題、いじめの問題等含めまして、保護者からの様々な相談、時には児童・生徒からの相談が、窓口を1本化することで対応しやすくなっているという状況がございまして。

学校からの相談ももちろんございますが、子どものことに関わった相談は児童相談課、そのように認識いただいているこの1年間だったと思っております。

続きまして、学力向上に関わって、土曜授業を実施することについての本市の考え、思いのことに対しまして、ご答弁申し上げます。

平成14年度から学校週5日制がスタートしました。早いもので10年たったわけでございます。昨年、小学校、そして、また、今年度、中学校で新しい学習指導要領の全面実施が行われまして、授業時数もふえました。そのような中で、先ほど述べられていた大阪市の土曜授業の実施、さらに、さかのぼれば東京都等でも、土曜授業が実施されてきたわけでございます。授業時数が適切に確保されるために、どのような対策を取るか。これは各自治体とも悩んでいるところではございますが、本市におきましては、平成22年度から長期休業を短縮しまして、授業時数の確保に努めてきたところです。今年度は、小中とも今年度から夏休みを大きく短縮しております。

もちろん本市といたしましても、授業時数の確保は必要なこととございますし、先ほど申しましたような、長期休業を短縮することで確保するとともに、行事の精選であるとか、そのようなことも行いまして授業時数を確保することが学力向上の前提だとは捉えております。

文部科学省の考え方といたしましては、土曜授業はあくまでも地域住民や保護者に学校を公開する、開かれた学校づくりの一環という位置づけでございます。この趣旨は非常に大事なことだと考えておりますし、子どもたちが土曜日、日曜日にいかに地域、家庭で過ごし、そして学習習慣等も身につけていくかは、重要な

ことであると考えております。したがって、現在、土曜しゅくだい広場の取り組み等を行っており、授業を土曜日に行うということは現在、考えておりませんが、土曜日、日曜日に子どもたちが充実した家庭や地域での生活が送れるように、今後も検討してまいりたいと思っております。

○大澤千恵子委員長 北橋課長。

○北橋児童相談課長 児童相談課に関わるとご質問にご答弁申し上げます。

まず、不登校対策に関する適応指導教室及び職員の教育相談等の取り組みについてご答弁申し上げます。

適応指導教室「パル」での取り組みは、不登校児童・生徒の学校復帰を最大の目標としまして、心の居場所と体験を保証しまして、自己回復力を高める取り組みを行っております。

平成23年度までは、市より配置いただいております教育指導嘱託員と、府から配置をいただいております非常勤講師の2名で対応してまいりましたが、平成24年3月をもちまして府の非常勤講師の任期が満了いたしまして、退職となりましたので、平成24年度からは、市費教育指導嘱託員2名を配置して対応させていただきます。適応指導教室の活動につきましては、基本的には不登校の児童・生徒に教育センターのほうに通っていただくことを基本としますが、学校に登校して時々休んだりとか、登校できる日もあるという場合ももちろんありますので、できるだけ学校に登校できる子どもは、学校での居場所を確保することを重点に取り組んでおります。したがって、毎日通室される児童・生徒につきましては、人数的には多くありません。平成23年度につきましては、6名の子どもが「パル」で1日過ごす体験

をしておりました。また、不登校児童・生徒の皆さんの中には、コミュニケーション力に課題のある子どももいますので、ソーシャルスキルトレーニングという新たな取り組みも実施しまして、週1、2回そのトレーニングに通って来られる子どもが2名いました。また、心理治療も行っておりますので、カウンセリングだけで通室して、日常的には学校に登校する子どもが6名いました。適応指導教室のほうではこの2名の教育指導嘱託員と、それから臨床心理士が2名、それから府から配置していただいております教育センター配置の不登校対応の加配教員1名が、適応指導教室の運営を行っております。ただ、まずは学校との連携が一番大切かというふうに考えておりますので、学校とケース会議をしながら、一人一人の子どもとの状態と課題を見きわめて、子ども一人一人にどのような支援が一番適しているかということを考えながら、学校の実情にも応じた対応をさせていただいております。実際に相談件数が507件という数にはなっておりますけれども、適応指導教室だけ学校だけではなくて、両方の連携を図りながら、また、教職員やスクールカウンセラー等とも連携を図っておりますので、それぞれきめ細かな対応ができているというふうに考えております。

それから、続きまして、スクールソーシャルワーカーの活用についてご答弁申し上げます。

スクールソーシャルワーカーは、中学校区に1名配置しております。第五中学校区は、大阪府教育委員会よりの配置のスクールソーシャルワーカーでございます。他の中学校区につきましては、市のほうの配置をいただいております。

スクールソーシャルワーカーの配置の

最大の目的は、教育・福祉に関する知識や技能を用いまして、児童・生徒の日常生活や家庭状況、また、教職員の取り組みを観察・理解し、丁寧な情報収集やアセスメントに基づいた対応を行うことにありますが、スクールソーシャルワーカーが直接何かをするのではなくて、スクールソーシャルワーカーのコーディネートによって、全ての教職員が自分たちの役割をしっかりと自覚して、それぞれがチームで、学校組織として一人一人のお子さんに対応をしていく力をつけていくということが最大の目的であります。そのため回数的には非常に少ない回数ではありますけれども、平成22年度から配置しまして、学校の中で生じた課題に応じてケース会議を行いながら、スクールカウンセラー、家庭教育相談員、関わっている全ての教職員がケース会議を行いながら自分たちの役割を明確にして、学校全体で支援が行えるようになったと考えております。

○大澤千恵子委員長 若狭課長。

○若狭教育政策課長 それでは、国際理解教育推進事業と使える英語プロジェクト事業についてご答弁申し上げます。

まず、国際理解教育推進事業でございますが、こちらには大きく二つの事業がございますが、一つが、国際理解教育に関する社会人の活用、この事業でございます。

小中学校の総合的な学習の時間等での国際理解教育における社会人派遣、それから、小学校の民族子ども会の活動指導に伴います講師派遣、また、阪大の実施します国際理解教育プログラムを活用して、阪大留学生との交流、これに伴う活動。国際交流協会、国際理解教育ふれあい体験学習に伴う取り組み。こうしたもののうち、報償費が発生するものについ

て国際理解教育推進事業の報償金、これにてお支払いしております。

二つ目の英語指導助手派遣業務委託料、これがALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーを小中学校に派遣するものでございます。

小学校の英語活動並びに中学校の英語科の授業、これに対しまして英語指導助手を派遣するものでございます。中学校は10週間、五つの中学校とも10週間の派遣を行っております。

小学校は年間14回から15回程度、5、6年を中心とした派遣を行っております。

目指すところは、実際にネイティブな英語の発音、この指導をいただきながら、中学校では、英語科教員とのチームティーチング、小学校では、担任を中心とした英語活動の指導のチームティーチング等によりましてコミュニケーションの育成を図る。これを目指したものでございます。こうした実際に正しい発音でしゃべる力、これをさらに特化したものが、この二つ目の使える英語プロジェクト事業でございます。

大阪府下50の中学校区を府教委のほうで指定しまして、平成23年から3年間の事業でございます。この事業でございますが、義務教育修了段階で自分の考え、あるいは意見などを英語で伝えられる生徒、この育成を目指したものでございます。

中学校では、特に聞く・話す・読む・書く、この4技能のバランスの習得そのものは、従来の授業でも学んできたところでございますが、実際に学んだ英語の力、これを使って表現して活用する。こうしたところまで求めるものでございます。

本市では、委員ご指摘のとおり、第一

中学校区、第一中学校、味舌小学校、摂津小学校が指定を受けております。

平成23年度の状況でございますが、府教委の主催します年間5回のワーキング会議、これにて、そうした活用力、表現力を高める授業はどうあるべきか。こうしたものも研究いたしました。また、全5回の実践研究校の合同連絡会議、それから、本市では、第一中学校、味舌小学校、摂津小学校ともに研究授業を行っております。特に10月に行いました摂津小学校の研究授業では、本市市内の小中学校全ての担当者、それから中学校の英語教員も参加いただきました。

1年目の成果指標でございますが、英語能力判定テスト、これを中学1年生が受験いたしまして、5級相当、これを府の目標では7割超えというところだったのですが、本市では80%を超えております。

平成24年度は、対象学年を平成23年の5年生、6年生、中学1年生から、中学2年生、中学3年生まで拡大して事業を進めているところでございます。

○大澤千恵子委員長 撰田課長。

○撰田教育推進課長 教育推進課に関わります質問に関しましてご答弁申し上げます。

学校読書活動推進サポーター配置事業に関してですが、一日5時間といたしまして、小中学校15校に配置をしております。週5日勤務ですので、毎日、読書サポーターの配置を行っているところですが、16名の内訳に関しましては、小学校1校におきまして、5日の勤務を2人で分けて勤務するという、平成23年度はそういう形を取っておりましたので、一日当たりの読書サポーターの人数は、15校全て1人となっております。

業務の内容としましては、学校図書館

を子どもが利用しやすいような環境づくり。それから、図書館だより等情報発信を保護者、家庭も含めて発信するというようなことを、サポーターとしてやっていただいているところです。これまでの成果といたしましては、休み時間等の利用者数、それから貸し出しの冊数がふえていることと、特に夏季休業中の利用者数、貸し出し冊数がふえてきていること。それから、大阪府の学力調査等のアンケートに、読書が好きであるというふうに答えている児童・生徒が、府平均よりも多いということと、一日当たりの読書時間が多いというのも府平均を超えていますので、このあたりが成果としてあらわれているというふうに捉えております。

続きまして、学校教育相談員に関しますご質問にお答えいたします。

学校教育相談員は2名、教育推進課に配置しております。主に各小中学校に巡回指導という形で、こちらから出向いて行って、学校現場で直接指導を行うということを行っております。昨年度の実績といたしましては、年間延べ203回の巡回指導を行ってまいりました。

初任者等を中心としておりますが、経験の浅い教員ということで、2年目、3年目の経験の教員に対しても指導を行っておりますが、経験の浅い講師の数も非常に多くなってきておりますので、講師のほうの支援も行っているところでございます。

訪問巡回指導をする中で、授業に関することだけではなく、授業を通しての子どもに対する接し方ですとか、経験が不足することで子どもや保護者とのトラブルが起こらないような、そういうところの指導など、きめ細やかな指導が行われているというふうに思っております。

続きまして、研修事業に関するご質問

にお答えいたします。

研修に関しましては、教職員の研修はステージ別研修、経験年数ごとの必要に応じた研修、それから課題別研修ということで、年間多くの研修を計画し、実施しているところでございます。

特に、防災に関する研修に関してのご質問であったかと思いますが、大阪府と連携しながら、防災教育に関する研修を行ってきているところでございます。大阪府の年間4回にわたりますシリーズ研修に関しましては、3年計画で小中学校15校全校が参加するというふうな体制で、今年度から平成26年度までにわたって全校受ける予定で、今、進めているところでございます。それ以外に、市主催の研修を1回だけということではなく、継続して取り組んでいるところでございます。とりわけ、今、特に重点的に防災教育に関して行っているのは、命を守ることが大切であるということ研修として教職員に訴えていること。それから避難訓練のあり方が、今まで、大体、形が決まっていたのが、いろんなことを想定した避難訓練、時間であったり場所であったり、例えば、参観日などのような保護者が学校におられる場合での避難訓練等、避難訓練のあり方に関して、今、早急に各小中学校では改革を進めているところでございます。

○大澤千恵子委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 こども教育課に関わります2点につきましてご答弁させていただきます。

まず、一点目、預かり保育の状況でございますけれども、預かり保育につきましては、週4日、2時から4時の間、家庭的な雰囲気の中で先生や友達と楽しく遊んだり、自分の好きな遊びを見つける。また、幼稚園の教育課程内の保育の続き

を楽しむ。こういったことを目的に取り組んでおります。

平成23年度は、せつつ幼稚園、とりかい幼稚園で実施をし、せつつ幼稚園は1回平均17名、とりかい幼稚園は10名の利用がございました。

預かり保育は、お仕事をされている保護者が子どもを幼稚園に通わせたい。こういった場合とか、少子化や核家族化によって同年代の子どもと遊ぶ機会が少ない。異年齢の子どもと遊ぶ機会が少ないといったことから、預かり保育に期待される保護者の方も多くおられると考えております。今後も現場の幼稚園教諭を中心に、内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、青少年ゆめ・感動体験事業の平成23年度の実施状況でございますけれども、この事業はオリンピックメダリストの方、また、トップアスリートの方々、芸術・文化関係でご活躍されている方に摂津市に来ていただいて、摂津の子どもたちに、自分自身が選手生活や芸術活動を通して努力されてきたこと、また、小学校、中学校のときに持っていた夢、それに向かって頑張ったこと、あるいは苦勞したこと、選手生活等を通して、さまざまな方との出会い、喜びや感動、こういったものを自分の言葉で摂津の子どもたちに伝えていただきたいと思いますと思って開催いたしました。

平成23年度は、摂津高校で12月4日に、北京オリンピックの陸上銅メダリストの朝原選手、元全日本バレーボール監督の柳本さん、大阪エヴェッサの天日ヘッドコーチ、こういった方を講師にお招きいたしまして、キッズドリームスポーツチャレンジ in せつつを開催いたしました。この中では、子どもたちへの健康チェックや保護者の方に対する食育セミ

ナーといったものも、あわせて開催をいたしました。また、12月23日には、文化ホールに元阪神タイガースの矢野選手に来ていただいて、「私の野球人生」といった演目でご講演をいただいたところでございます。

子どもたちにとっては、一流選手の姿を間近で見ることになりました。一層、自分が頑張っているスポーツやチームでのプレーを頑張っていこう、大会で優勝を目指して頑張ろうといった気持ちになってくれたことと思いますし、また、夢を持つ大切さであったり、監督やコーチ、先輩に対する尊敬、感謝の念というの、改めて実感してくれた事業になったと考えております。

○大澤千恵子委員長 川端委員。

○川端福江委員 ありがとうございます。

それでは、順を追ってですけれども、最初の安全対策事業であります、よくわかりました。また、受付員の皆さんには本当にね、市民の地域ボランティア、個人ボランティア、また、団体ということで、91名の方に今ご協力をいただいているわけですが、今後もぜひ地域に、また、地域の市民の皆さんに強力に働きかけて、この地域ボランティアで継続実施をお願いしたいと思います。

また、防犯ブザーの件もよくわかりました。これは小学校1年生のときにお渡しして、あと中学3年生までということで、使えばきずもいきますけど、何かきれいなままである方もおられるみたいですが、ぜひこれを活用していただくためにお渡ししているわけがあります。私はあるお母さんから、物を大切にすることを教える意味で、もう全て終わってからお返ししてはどうかということで、これは貸与という言葉がありますように

ね、貸し与えるということですので、そのところは私も理解をいたしましたし、また、保護者の方にもお伝えさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

あと、通学路の危険箇所についてありますけれども、今年度のみではないと、54か所というそういった箇所がありましたし、もうそれが全てではないし、また、今年度のみで終わらせないというご答弁をお聞きしまして、安心をいたしました。もうそのことをぜひとも一過性に終わらせないでいただきたいということをお願いしようと思っていましたので、ぜひ、また、その言葉を実際に行うしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

3番目の教育センターの施設の維持管理の件でありますけれども、よくわかりました。今後とも子どもたちの学力向上につながるように、最大の努力をお願いしたいと思います。

4点目の児童相談課の不登校の件であります。

適応指導教室「パル」において、今現在、トレーニングに通う2名の方、あと、また、6名の方がいらっしゃるということありますけれども、本当に何らかの理由で不登校になっておられると思いますし、私はいじめとの関連を心配するわけありますけれども、しっかりと、また、その子たちの相談に乗っていただいて、楽しい学校生活までいきませんけれども、学校生活を普通に送れるように、また尽力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

あと、国際理解教育推進事業ということで、今ご答弁をいただきました。

本当にぜひともまた今後とも、力を入れていただいて、また摂津の子どもたち

が国際人に育つようにお願いしたいと思っています。

あと、使える英語プロジェクトでありますけれども、私、本当にこれはもう必要だと思うのですよ。使える英語です。だから本当にこの新規事業が出たときに、「ああ、よかったな」という思いで、この使える英語プロジェクト事業というのを見ていたのですけれども、もう特にやっぱりヒアリングというのが大切だと思いますし、これからもいろんな形で、もう本当に笑い話ではありませんが、一杯のコーヒーというのを、それこそ「かっぱのへ」と言えば、向こうで通じるというぐらいのそういうお話を聞いたことがあるのですけれどもね。日本で習っている英語は、それこそ、本当に使える英語ではないということを、私も薄々感じておりますし、いろんなところでお聞きしていますので、ぜひこの使える英語を、また、教えていってあげていただきたい。また全校に広げていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っています。

あと、学校読書活動推進サポーターの配置事業であります。今ご答弁で各学校に1名、あとプラス1名で、16名だということでお聞きさせていただきましたけど、これとは関係ないですけど、学力定着度調査の結果を見ても、よく読ませていただきましたら、読解力のなさといえますか、これはもう読書の本当に重要性を感じたのは、私一人ではないと思うのですけれども、この第2次摂津市子ども読書活動推進計画にありますけれども、これに基づいて家庭と地域と学校と連携して、摂津市全ての子どもたちが、もうあらゆる機会と場所において本に親しめる環境の整備を、本当にお願いしたいなと思っております。これは以前、私

は朝の10分間読書運動を一般質問等でも何度か提案をさせていただいておりますけれども、これは現在、何校で実施をされているのかお聞きをしたいと思うのです。以前お聞きさせてもらったときには、私は本当にいいことは、もうできましたら摂津市教育委員会に一斉にお願いできないのかと思いましたが、それは今はできないと、各小学校の校長先生のいろんな采配によるということもお伺いしたことがあるのですけれどもね。私はいいと思うことは、やっぱり徹底してやるべきではないかなという考えでいるものでございますけれども、朝の10分間というところに私は意味があると思うのですけれども、ざわざわざわめく、また、授業に入る前に10分間ということですね、ですけれども、あるところではそれは最後にやっていらっしゃる学校もあるということですね、時にはそれを違うことに変えてとかいうのを、以前にお聞きしたことがありましたが、今現在、何校の学校がこの実施をしているのかお伺いしたいと思っています。

次に、学校教育相談員の配置事業ということで、今ご答弁いただきました。経験の浅い教職員や2、3年目の教職員の方も含めてということでありましたけれども、本当にこれはもう小中学校を支援するというものでありますので、しっかりとお願いをしたいと思っています。

あと、スクールソーシャルワーカー等の活用事業のことですけれども、今ご答弁もいただきましたけれども、本当に、私は、中学校区に1名の配置ということでありまして、いじめが1件あってもね、もう本当に心を痛めます。我が党は7月にいじめ問題の取り組み強化を求める緊急要望書を和島教育長に提出しております。また、同僚の藤浦議

員も、いじめ撲滅の取り組みについてというのは、もう先般、本会議で質問しております。本当にこの児童・生徒を取り巻く事件が今、多発している現状に鑑みて、スクールカウンセラーは小学校ですけれども、また、スクールソーシャルワーカーを全校にもう常時、配置をして、いじめ、また、不登校などの課題に対して、本当に関係機関と連携をして、教育相談の充実をさらに図っていただきたいということを要望したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、幼稚園管理運営事業の件でありますけれども、本当にこのことはよくわかりました。今、預かり保育ということで週4回、2時から4時までというご答弁もいただきました。どうか保護者の立場に立って、今後の配慮をよろしくお願いいたします。

あと、学童保育の件であります。ご答弁をいただきまして、施設の整備もされているということもありますけれども、この学童保育の運営に当たりましては、条例を改正して、私は途中入所など、もう希望する学童全てを受け入れる体制、自然解消で自然に待機児童がなくなったではなくして、それをもう本当に希望するわけです。また保育時間の延長も検討するように、ぜひともまた今後のことではありますが、要望をしておきたいと思っております。

次に、学力定着度調査事業であります。本当に先ほどもご答弁ありまして、毎年、大阪府が実施する、それに参加する、そういうことに意義があるというか、必要があるという話をお聞きさせていただきました。

あと、土曜授業の新聞報道に関する思いを語っていただきまして、授業日数を確保するという答弁でありました。もう

摂津市としては、今現在、そういう土曜日の授業を考えていないというお話でございましたけれども、どうか今後とも学力向上のための尽力をお願いし、要望いたします。

あと、青少年ゆめ・感動体験事業であります。北京オリンピックメダリストの朝原選手ですか、また、元プロ野球の矢野選手ということで、本当にいろんな子どもたちに、それこそこのタイトルどおり、青少年ゆめ・感動体験でありますけれども、キッズドリームスポーツチャレンジ in せつつということでありますが、どうか毎年開催できるように、ぜひとも取り組んでいただきたいと要望いたします。

あと、教育推進課の研修事業でありますけれども、この防災のことについて、今、研修されている。昨年の東日本大震災以降であります。当然これはもう避けては通れない。また大事なことであります。私は昨年の東日本大震災以後、学校で行う内容は、以前と比べてどのように変わったのかということをお伺いさせていただきます。

以上です。

○大澤千恵子委員長 撰田課長。

○撰田教育推進課長 朝読書に関するご質問にお答えいたします。

朝読書の実施校数ですけれども、現在、小中15校で実施している状況でございます。

あと研修事業の避難訓練の件です。

実施の回数がかなりふえている学校もございまして、淀川に近い学校にしましては、津波を想定して屋上に避難する訓練を実施したりとか、あと、実施の時期も大体6月と1月というのが、これまで多かったのですが、6月、1月だけではなく、その間の月でも実施を行っ

たりという、その実施の時期に関しても随分変化と申しますか、変わってきているところがございます。また、内容に関しましては、まだ検討中と申しますか、どんどん今変わっていつている状況でございますので、今後これからもまたいろんなことが変わってくる状況ですので、その辺の情報収集と今後の指導を行っていきたくて考えております。

○大澤千恵子委員長 川端委員。

○川端福江委員 朝の10分間読書運動については、本当に聞き間違いではないかと思っておりますが、15校実施をされているということですので、本当にうれしく思います。形だけではなくして、この朝の10分間の読書運動が本当に、また読書は大事であるというのはもう皆さんも重々、教職員の立場、また、いろんな人を教える、また教育委員会に所属をされているということを考えても、さまざまに日ごろからそういったことを必要とされている、また必要事項ではないかと、大変必要なことだということは十分認識されていると思っております。活字離れを防いで、豊かな心を育むためにも、その学校においても教師と生徒がともにこの朝の読書運動を行うわけです。また、家庭での親子で読書に親しむということができればと願うものであります。この朝の10分間読書運動はもう全校に定着してないと思ったので、本当にうれしく思います。生きる力と申すも教育長は言われますけれども、また、そういった読書を通して、本当に負けない、強い心を育むことができる、確信をしているわけでございます。ぜひ、また、いろんな事情があって、今言われていることを信用していないわけではありませんが、まずは、ひよっとしたら何らかの事情で、できていないところがあれば、また、ぜひ、も

うこれはお願いするしかありませんので、さらに読書を広げていく意味で、ぜひともお願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

最後の防災訓練の件は、ちょっと何か心もとない気がするのですけれどもね。6月、1月とプラスアルファになったでありますように、まだ、しっかりと掌握されていない部分がちょっと今聞き取れたんですけれどもね。その間にひよっとして、この東南海・南海等、その三つ同時に言われているこの大きな地震がきたら、もうそれで終わりでございますのでね、もうそれがいつ来るのかというのはわからないだけに、やはり日々の準備、用意というか訓練というかね、私はもう今までとガラッと変わらないと、今までは、「さあ地震がきたよ」と言うたら、机の中に入るとかいろんな方法があったけど、それも、もうやめようという、それぐらいの思いで、もう一度、防災訓練に関して見直していくということが必要ではないかと思っております。釜石の奇跡をご存じだと思いますけれども、子どもたちがちょっと用事があって家に帰ったという2、3人以外はですね、その方たちは残念ながら亡くなったのですが、ただ、もう言われるとおりに、いつも訓練しているとおりに、ともかく高いところへ登るといふね、逃げるというそういうふうにして、いつも訓練しているとおりにやった子どもたちは100%助かったわけですね、この釜石市で。私も、先般、和歌山の稲むらの火の館を見る機会がありましたけれども、この二つの共通点はね、ともかく「逃げる」なのです。ただただ「逃げる」なのです。何かあったら逃げるというね、もうそのことを本当に私は骨身にしみて見学してまいりましたのですが、だから、本当に大阪府も想定

外を見越して見直しをしておりますし、そういった形で学校での防災訓練も、ぜひ見直すときだと思っておりますので、ぜひまたご配慮、また考慮していただきたいと思います。

摂津市では、淀川の氾濫がありましたら、これは大きなことですけれども、津波は少ないと考えられますけれども、そこで、私は一つの案として、頭巾をかぶることを提案したいと思うのです。崩落とか、また落下物より頭を守るというために防災頭巾とかね。これは一つインターネットで出してきましたけど、コンパクトなサイズになるヘルメット、「タタメット」というのがあります。ペタンと畳む、これは小さくなるのですが、これでも防災頭巾でもいいですけどね、机の引き出しに入れておくと。以前そういうふうものをテレビ等でやっていたのを見たことがあるのですが、机の下に入るとき、そのときに机の引き出しから出して何か正方形の座布団みたいな、そのときはそういう防災頭巾みたいな頭巾だったので、昔の方はご存じだと、防空頭巾といいますかね、もう若い人が多いから防空頭巾と言ってもわからないかなと思いつつながら、もういろんな言葉を選んでしゃべっているのですけれども。本当にそういう防空頭巾を、もうそこからかぶって机の中に入るというね、そういうふうなものでありますけれども、ぜひこういったものも考慮していただいて、子どもたちの命を守るために本当にご尽力をいただきたいと思いますので、よろしく願います。

○大澤千恵子委員長 川端委員の質問が終わりました。

本日の委員会は、この程度のとどめ散会します。

(午後4時13分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 大澤千恵子

文教常任委員 川端福江